

大分県地域福祉基本計画

大分県

はじめに

人口減少や少子高齢化の進行、世帯構造の変化等により家族や地域の支え合い機能が低下し、その結果、ひとり暮らし高齢者や子育て世帯など支援を必要とする人が増加しています。

また、育児と介護を同時に担うダブルケアや、高齢の親が無就労の子の生計を支える8050問題など、世帯や地域を取り巻く課題はますます多様化・複雑化しています。

こうした中、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、子どもから高齢者まですべての方々が、世代を超えてつながり、互いに支え合いながら、自分らしく暮らすことができる「地域共生社会の実現」が求められています。

そのため県では、平成27年3月に策定した「大分県地域福祉基本計画」を改定し、令和6年度までの5か年を対象期間とする新たな計画を策定しました。

本計画には、地域共生社会の実現に向けて、出会いと交流の場である高齢者サロンや子ども食堂での多世代交流を進めるとともに、生活のちょっとした困りごとを住民同士で支え合う「住民参加型福祉サービス」などの取組を新たに盛り込み、ともに支え合う地域力の向上を図っていくこととしています。

また、ダブルケアなどの複合的な生活課題への対応として、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備を図るとともに、伴走型の支援を充実してまいります。

本計画の推進にあたっては、県民の皆様をはじめ、市町村や福祉関係機関・団体の方々と連携しながら、様々な施策に取り組んでまいりたいと考えていますので、皆様方のご支援・ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、大分県社会福祉審議会の委員や地域福祉の課題を考える座談会の参加者の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた県民の皆様からお礼を申し上げます。

令和2年3月

大分県知事 広瀬 勝 貞



大分県地域福祉基本計画 目次

第1章 計画の趣旨等

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の進行管理	2

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第1節 人口減少・少子高齢化や世帯構造の変化

1 人口減少・少子高齢化の進行	
(1) 人口の減少	3
(2) 少子高齢化の進行	3
2 世帯構造の変化	
(1) 世帯構成	4
(2) 高齢者のいる世帯の状況	5

第2節 支援が必要な人の状況

1 高齢者の状況	
(1) 要支援・要介護認定者の推移	6
(2) 認知症高齢者の状況	6
2 障がい者の状況	
(1) 身体障がい者	7
(2) 知的障がい者	7
(3) 精神障がい者	7
3 児童の状況	
(1) ひとり親家庭の状況	8
(2) 児童虐待相談対応件数の推移	8
4 生活困窮者等の状況	
(1) 生活保護受給者数の推移	9
(2) 生活困窮者自立支援制度の利用状況	9
5 災害対策	
(1) 福祉避難所の指定状況	10
(2) 避難行動要支援者名簿の作成状況	10

第3章 計画の基本的事項

1 計画の基本理念	11
2 施策の基本的方向と施策体系	11

第4章 計画の具体的取組

第1節 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

1 関係機関・団体等の役割

- (1) 社会福祉協議会の役割 13
- (2) 地域の相談支援機関の役割 14
- (3) 地域福祉団体の役割 15

2 包括的な相談支援体制の整備

- (1) 複合的課題に対応する相談体制の整備 16
- (2) 多機関の協働による支援体制の整備 17

第2節 地域共生社会を支える人づくり

1 地域における担い手の確保・育成

- (1) 県民一人ひとりの役割 20
- (2) 民生委員・児童委員への支援の充実 20
- (3) 社会福祉法人等による地域貢献活動の促進 21
- (4) 多様な地域福祉の担い手の発掘 23

2 福祉サービス人材の確保・育成

- (1) 人材の確保・育成対策 25

第3節 多様な地域資源による福祉基盤づくり

1 共生意識の醸成

- (1) ユニバーサルデザインの推進 27

2 共に支え合う地域力の向上

- (1) 多世代交流活動の推進 29
- (2) 多様な主体が参画し地域課題に取り組む場づくりの推進 29
- (3) 住民参加型福祉サービス等の推進 30
- (4) 民間事業者等との協働 33
- (5) 災害時に配慮を要する人を支える地域づくりの推進 35

3 多様化する生活課題への対応

- (1) 生活困窮者等に対する支援 38
- (2) 社会的孤立等への対応 41
- (3) 通院や買い物等移動に困難を抱える人に対する支援 42

4 権利擁護の推進

- (1) 成年後見制度等の利用促進 44
- (2) 児童・高齢者・障がい者の虐待防止 45

5 社会福祉事業の質の確保

- (1) 指導監査 47
- (2) 第三者評価と苦情解決 47

資料編 ○大分県社会福祉審議会条例 49

○大分県社会福祉審議会委員名簿 51

第1章

計画の趣旨等

第1章 計画の趣旨等

1 計画の趣旨

大分県では、平成17年に「大分県県民福祉計画」、平成27年に「大分県地域福祉基本計画」を作成し、広域的な見地から地域福祉の取組を進めるとともに、市町村における地域福祉の取組を支援してきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、世帯構造の変化等により、家族や地域の支え合い機能が低下している中で、支援を要するひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、子育て世帯等が増加していることから、これまで以上に、地域住民同士が、ともに支え合う体制づくりが求められています。

併せて、児童虐待やひきこもり等とともに、いわゆる「ダブルケア」や「8050問題」など、抱える課題も複雑化・複合化し、縦割りの支援制度では対応困難な事例も増加していることから、そうした課題を抱える方を包括的に支援する体制の整備も進めていかなければなりません。

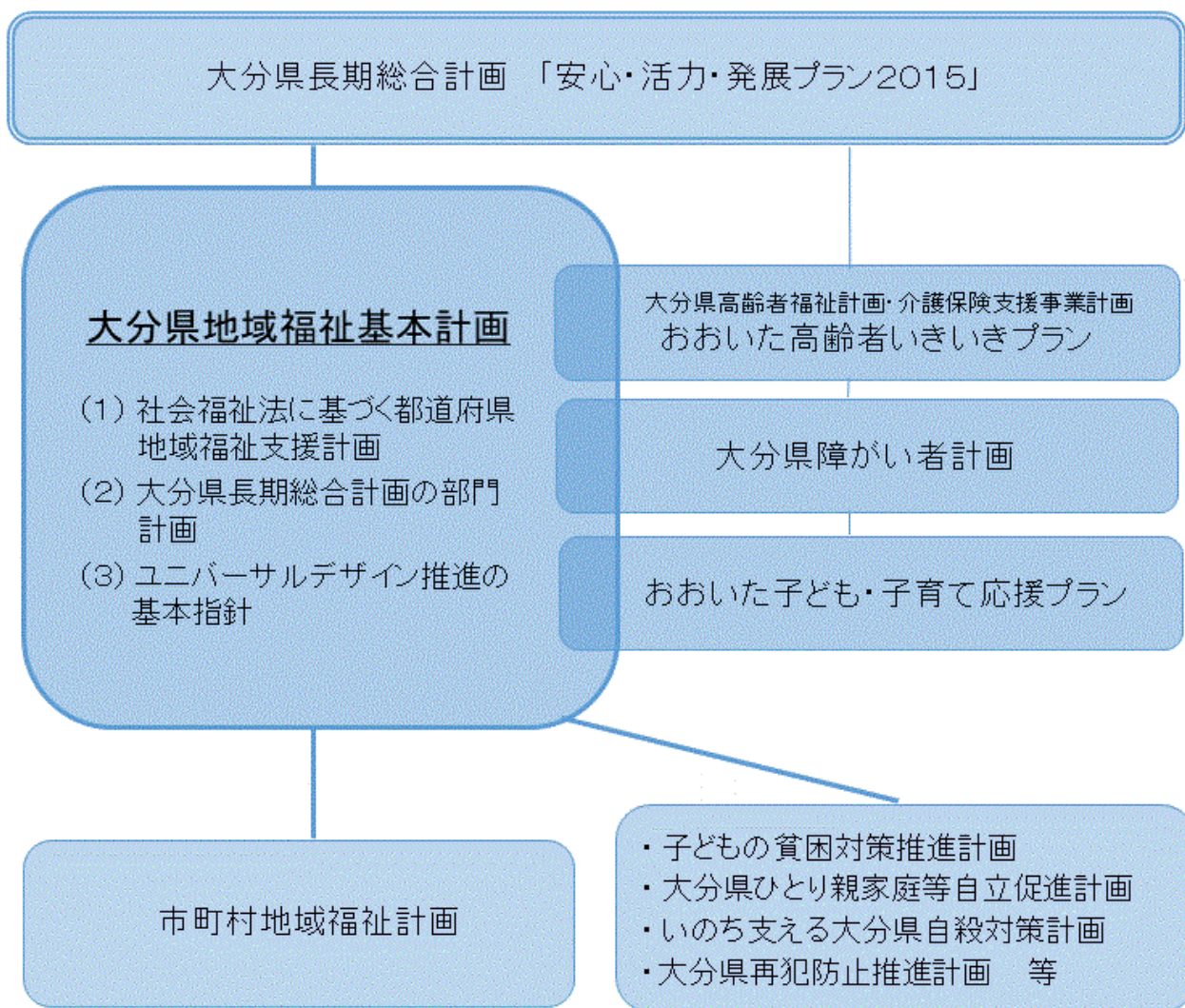
また、こうした地域福祉の施策については、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、「誰一人として取り残さない」を誓うSDGs(注1)の観点を踏まえて取組を進めていく必要があります。

今回新たに策定する計画は、こうした社会情勢の変化を踏まえ、支え合い機能の強化や包括的支援体制の整備などの取組を進め、だれもが安心して暮らせる地域づくりに向けた施策展開を図るものです。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、広域的な見地から市町村の地域福祉を推進するための社会福祉法に基づく「都道府県地域福祉支援計画」、大分県の長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」における地域福祉部門の計画、及び「ユニバーサルデザイン思想」の普及を進めていくうえでの基本指針として位置づけるものです。
- (2) 福祉における分野ごとの計画である「おおいた高齢者いきいきプラン」や「大分県障がい者計画」、「おおいた子ども・子育て応援プラン」などとの関係においては、各分野の施策を推進するにあたって、各分野で共通して取り組む事項について、本計画で考え方を示すものです。

(注1) SDGs:2015年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す。(Sustainable Development Goalsの略)




3 計画の期間

本計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5か年を計画期間としています。

4 計画の進行管理

計画の推進にあたり、県、市町村、関係機関等が連携して取り組むとともに、目標指標の進捗状況について、毎年度、検証することとします。

また、計画の期間中であっても、必要に応じて、社会福祉審議会等で意見を聴いたうえで計画の見直しを行うものとします。



第2章
地域福祉を取り
巻く状況

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第1節 人口減少・少子高齢化や世帯構造の変化

1 少子高齢化の進行

(1) 人口の減少

大分県の総人口は、116万6,338人(2015年10月1日現在)ですが、本県の人口は平成6年以降減少傾向にあり、2035年には100万人、2045年には90万人を下回ることが見込まれています。

(2) 少子高齢化の進行

大分県の15歳未満の「年少人口」は、146,413人(2015年10月1日現在)ですが、5年前(2010年)と比較すると9,221人減少(△5.9%)しています。

15歳から64歳の「生産年齢人口」についても、657,169人(2015年)と、5年前と比較すると6万150人減少(△8.4%)しています。

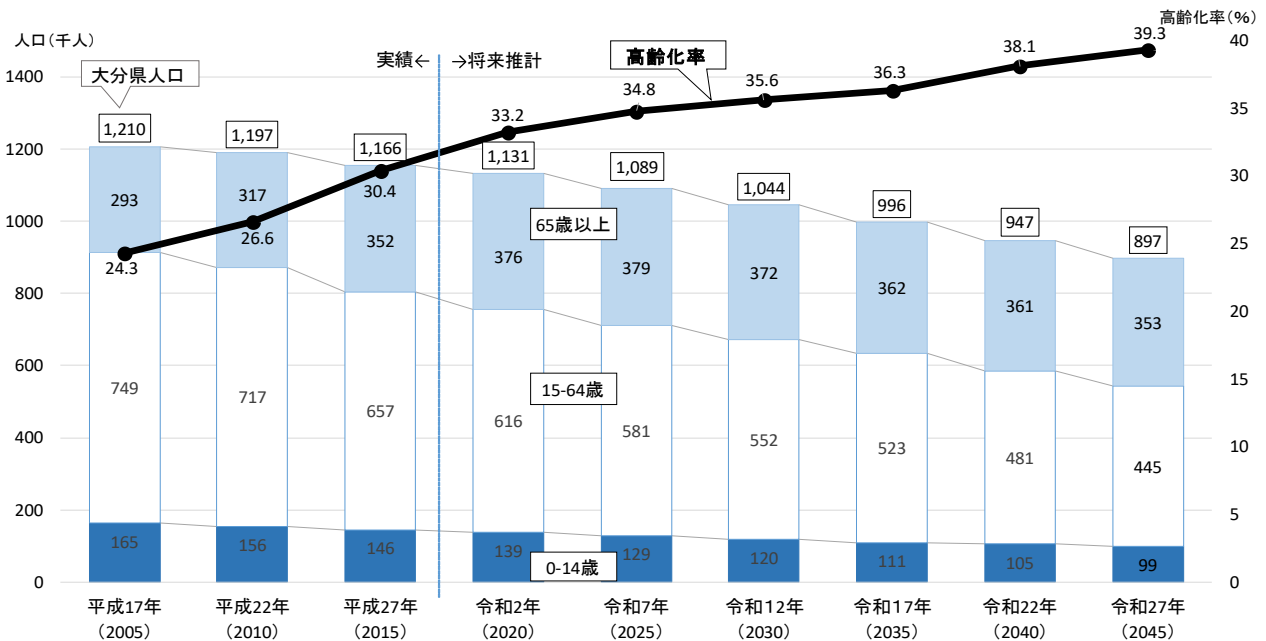
「年少人口」と「生産年齢人口」については、今後ますます減少する見込みであり、2045年には、2015年より3割以上減少し、それぞれ、9万9千人、44万5千人になる見込みです。

一方、本県の65歳以上の「高齢者人口」は、351,745人(2015年)となっており、5年前と比較すると34,995人増加(+11.0%)しています。

高齢者人口は、2025年の37万9千人をピークに減少に転じ、2045年には、2015年と同程度の35万3千人になると見込まれますが、高齢者の割合を示す「高齢化率」は、30.4%(2015年)から上昇を続け、2045年には39.3%に達すると見込まれます。

特に、85歳以上の高齢者は、6万1千人(2015年)から、10万3千人(2045年)に増加し、長寿化が今後一層進む見込みです。

【人口・高齢化率推移】



※1. 平成27年までは総務省「国勢調査」、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月30日公表)」
※2. 国勢調査の人口総数には、年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の合計とは一致しない

(単位:人)

区分	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
総人口	1,209,571	1,196,529	1,166,338	1,130,771	1,089,084	1,044,038	996,732	946,917	896,653
0～14歳	164,541	155,634	146,413	139,099	128,920	119,767	111,412	105,073	99,257
15～64歳	748,872	717,319	657,169	615,668	581,021	552,367	522,980	481,160	444,584
65歳以上	292,805	316,750	351,745	376,004	379,143	371,904	362,340	360,684	352,812
65～74歳	149,225	147,780	169,848	178,375	154,374	134,402	126,914	136,480	139,732
75～84歳	107,244	120,825	120,579	123,523	144,805	150,876	131,247	115,469	110,136
85歳～	36,336	48,145	61,318	74,106	79,964	86,626	104,179	108,735	102,944
高齢化率(%)	24.3	26.6	30.4	33.2	34.8	35.6	36.3	38.1	39.3

2 世帯構造の変化

(1) 世帯構成

本県の総世帯数は、48万6,535世帯(2015年10月1日現在)ですが、今後も減少を続け、2040年には、42万6千世帯と、2015年より6万世帯減少(△12.4%)する見込みです。

一方、高齢者世帯数については、19万5,981世帯(2015年)となっていますが、2025年まで増加を続け21万1千世帯に達した後、減少に転じ、2040年には19万9千世帯となる見込みです。

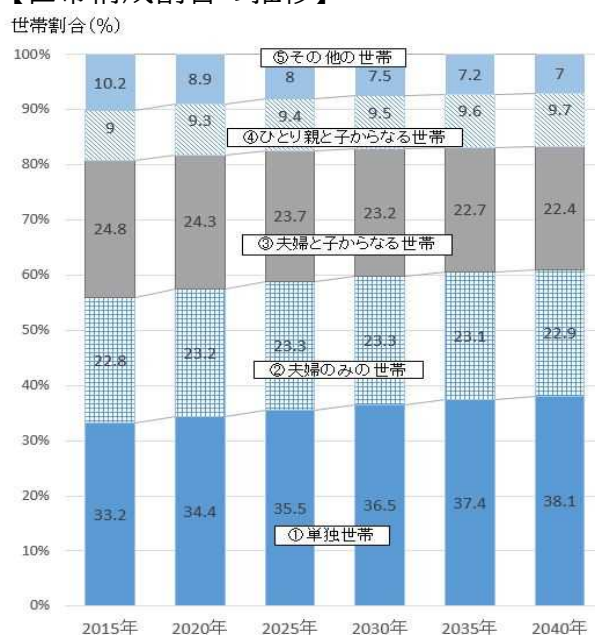
世帯構成については、今後、「① ひとり暮らし(単独)世帯」や、「④ ひとり親(ひとり親と子からなる)世帯」の割合が上昇する一方、「③ ふたり親(夫婦と子からなる)世帯」や、「⑤ 三世同居等(その他)世帯」は減少することが見込まれ、家庭内での家族による支え合い機能の低下が懸念されます。

【世帯数の推移】



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月30日公表)」

【世帯構成割合の推移】

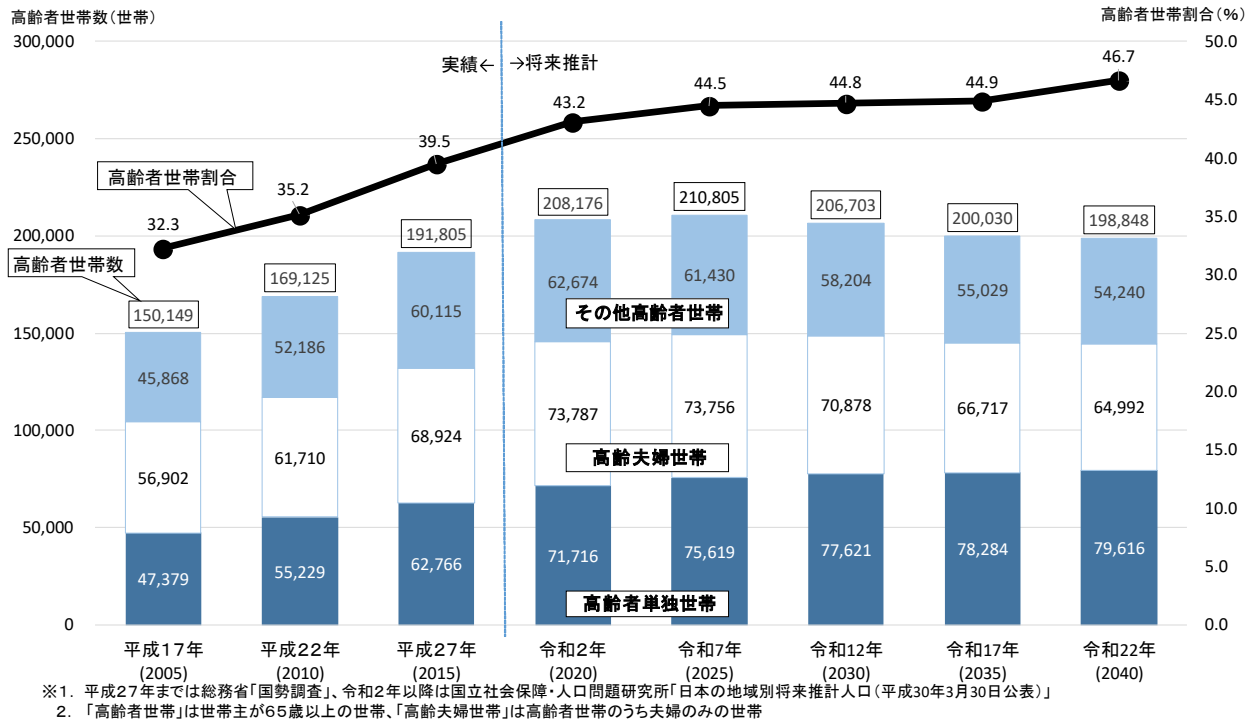


(2) 高齢者のいる世帯の状況

本県の高齢者世帯数は、2025年の21.1万世帯をピークに減少に転じますが、全世帯に占める高齢者世帯割合については、その後も上昇を続け、2040年には全世帯の概ね半数(46.7%)が高齢者世帯となる見込みです。

ひとり暮らし高齢者(高齢者単独世帯)については、2025年以降も増加を続け、2040年には高齢者世帯の4割(40.0%)が単独世帯となる見込みです。

【高齢者世帯数の推移】



(単位:世帯)

区分	平成17年(2005)	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)	令和7年(2025)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)
高齢者世帯	150,149	169,125	191,805	208,176	210,805	206,703	200,030	198,848
高齢者単独世帯	47,379	55,229	62,766	71,716	75,619	77,621	78,284	79,616
高齢夫婦世帯	56,902	61,710	68,924	73,787	73,756	70,878	66,717	64,992
高齢者世帯(その他)	45,868	52,186	60,115	62,674	61,431	58,204	55,031	54,240
高齢者世帯割合(%)	32.3	35.2	39.5	43.2	44.5	44.8	44.9	46.7

第2節 支援が必要な人の状況

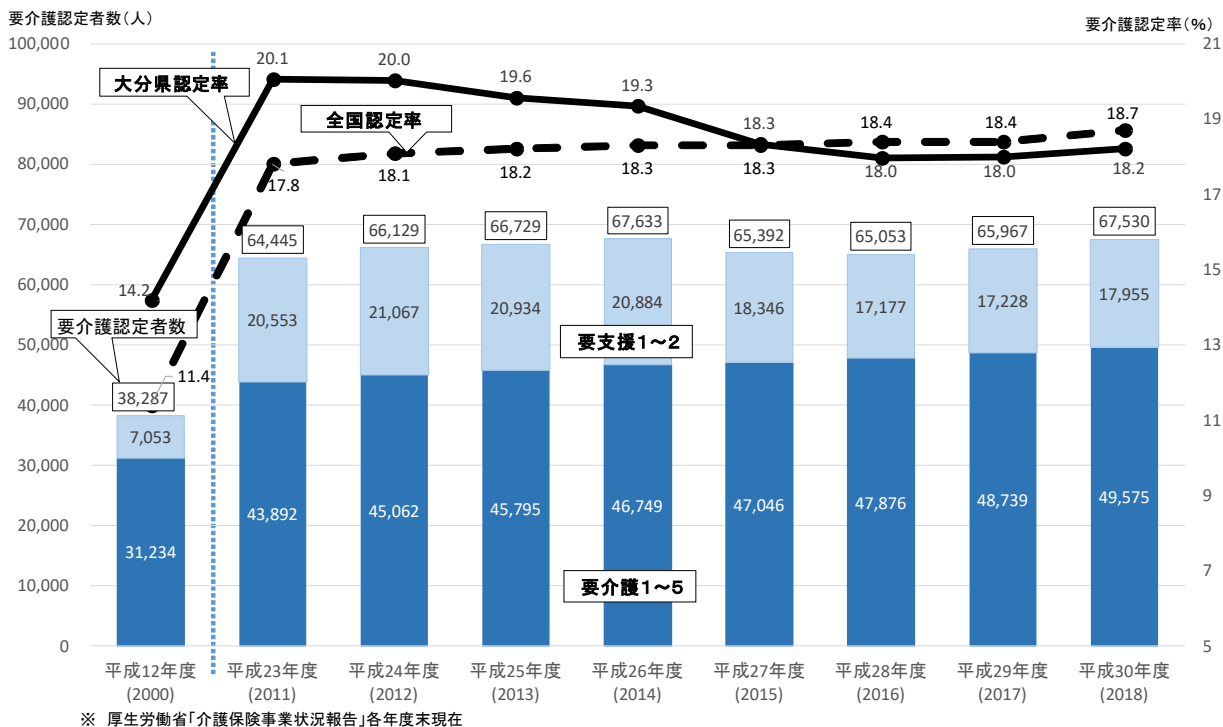
1 高齢者の状況

(1) 要支援・要介護認定者の推移

本県の要介護認定率は、2011年度は20.1%でしたが、2015年度までに2%程度減少し、全国平均と同率(18.3%)となった後、横ばいで推移しており、全国平均を下回っています。

要介護認定者数については、2014年度まで増加し、約6.8万人となった後は、ほぼ横ばいの状況にあります。また、「要介護度別」にみると、要支援認定者数は減少している一方、要介護認定者数については増加傾向にあります。

【要介護認定者数・要介護認定率の推移】

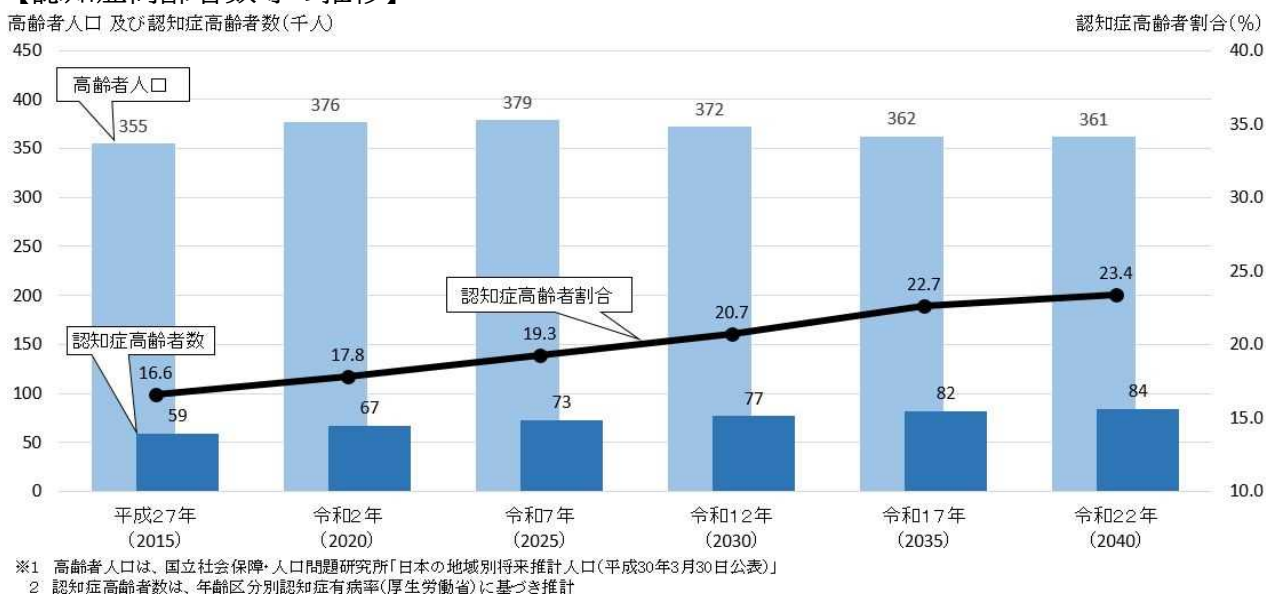


(2) 認知症高齢者の状況

本県の認知症高齢者数(推計値)は、2015年は5万9千人となっていますが、高齢者人口が2025年(37万9千人)をピークに減少に転じた後も増加を続け、2040年には8万4千人となる見込みです。

認知症高齢者の割合についても、2015年の「高齢者の6人に1人程度(16.6%)」から、2040年には、「4人に1人程度(23.4%)」にまで上昇する見込みです。

【認知症高齢者数等の推移】



2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者

本県の身体障害者手帳交付者数は、61,401人(2018年度末)となっていますが、2013年からの5年間で3,760人の減(△5.8%)と漸減傾向にあります。

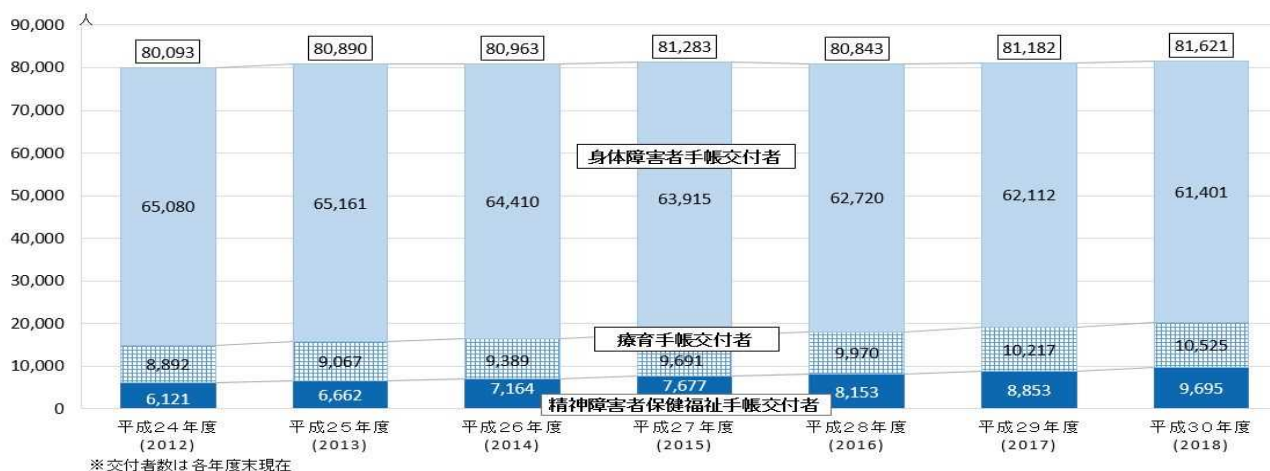
(2) 知的障がい者

療育手帳交付者数は、10,525人(2018年度末)となっていますが、この5年間で1,458人(+16.1%)増加しています。

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳交付者数は、9,695人(2018年度末)となっていますが、この5年間で3,033人増加(+45.5%)しています。

【障害者手帳交付者数の推移】



3 児童の状況

(1) ひとり親家庭の状況

2015年のひとり親世帯数は、8,538世帯であり、その内訳は、母子世帯が7,778世帯(91%)、父子世帯が760世帯(9%)となっています。

ひとり親世帯割合(20歳未満の世帯員のいる世帯のうち父子家庭又は母子家庭の割合)については、2000年は5.0%でしたが、2015年には7.6%に上昇しています。

【ひとり親世帯数・世帯割合の推移】

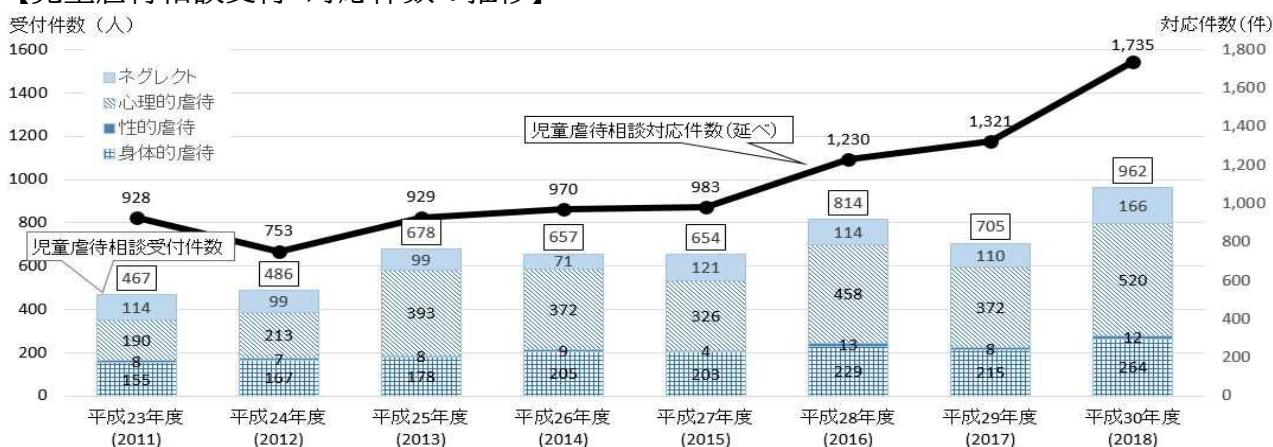


(2) 児童虐待相談対応件数の推移

2018年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、1,735件であり、2013年度からの5年間で806件増加(+86.8%)しています。

虐待の内容別にみると、児童虐待相談受付件数のうち、心理的虐待が520件と全体の54%を占め、次いで、身体的虐待が27%(264件)、ネグレクトが18%(166件)、性的虐待が1%(12件)となっています。

【児童虐待相談受付・対応件数の推移】



※1. 児童虐待受付件数: 当該年度中に児童相談所が新たに虐待相談として受理した児童数

※2. 児童虐待対応件数: 当該年度中に児童相談所が虐待相談に関して対応した延べ件数(1児童について複数回の対応を行った場合はそれぞれを計上)

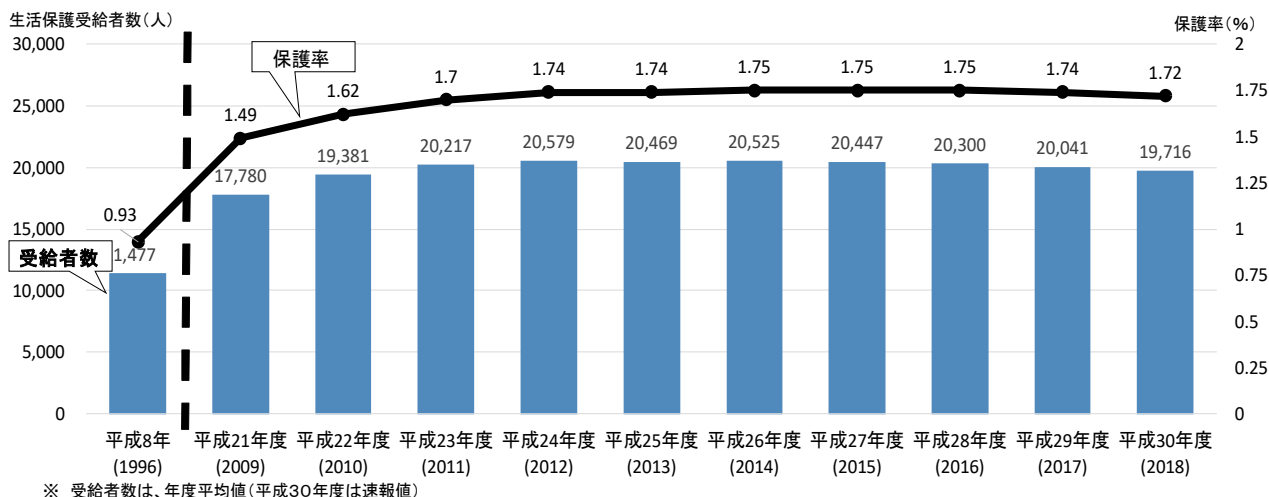
4 生活困窮者等の状況

(1) 生活保護受給者数の推移

生活困窮者(注1)のうち、生活保護の受給者数は、2011年度に24年ぶりに2万人を超えた後、2012年度をピークとして、その後は緩やかな減少傾向にあり、2018年度の受給者数は19,716人となっています。

一方、保護率については2011年度に1.7%台に達して以降、ほぼ横ばいで推移しています。

【生活保護受給者数・保護率の推移】

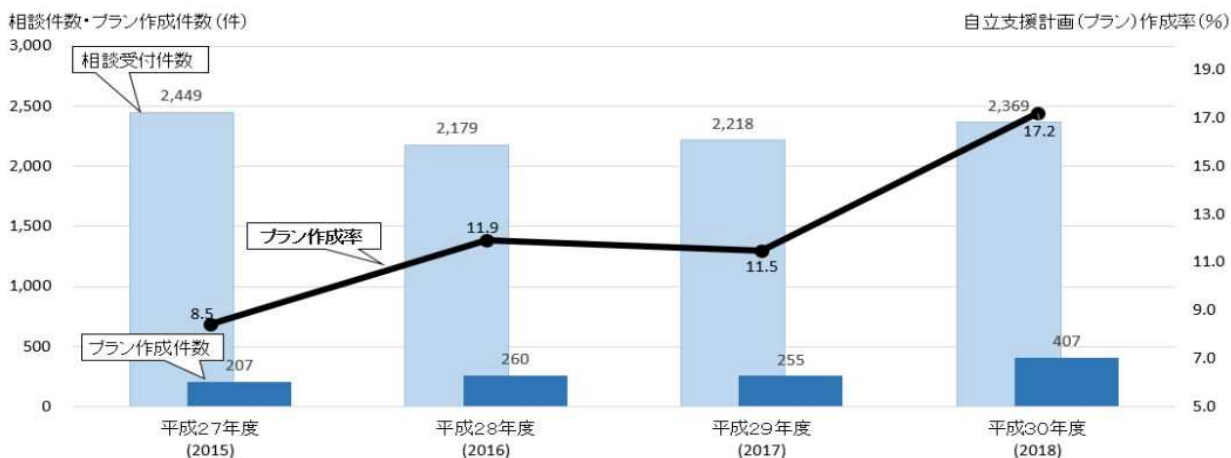


(2) 生活困窮者自立支援制度の利用状況

2018年度に自立相談支援機関で生活困窮者からの相談を受け付けた件数は、2,369件であり、生活困窮者自立支援法施行(2015年度)以降の相談件数は2千件強で、ほぼ横ばいの状況となっています。

一方、自立支援計画(プラン)の作成件数は、年々増加しており、2018年度は407件であり、相談者のうち、プラン作成に至る方の割合も17.2%と前年度から5.7%上昇しています。

【生活困窮者自立相談受付件数等の推移】



(注1) 生活困窮者:就労の状況や心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

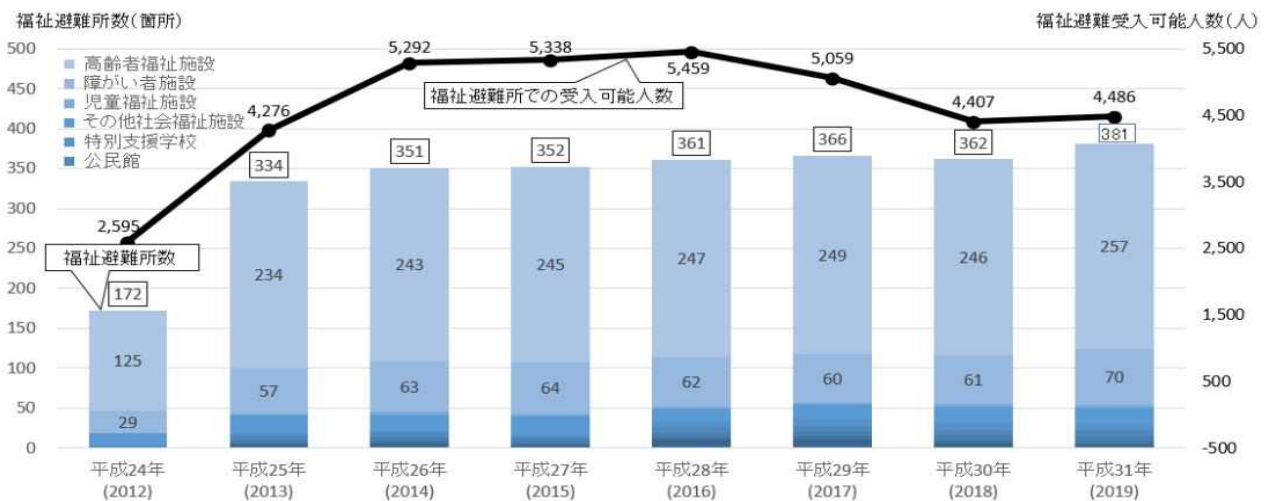
5 災害対策

(1) 福祉避難所の指定状況

災害時に、高齢者や障がい者等の二次避難先となる「福祉避難所数」は、381か所(2019年)であり、2016年以降ほぼ横ばいで推移しているものの、受入可能人数は、各施設の受入人数の見直し等により減少傾向にあります。

指定施設の内訳をみると、高齢者福祉施設が257か所、障がい者施設が70か所で、この2施設で全体の86%を占めています。

【福祉避難所数等の推移】

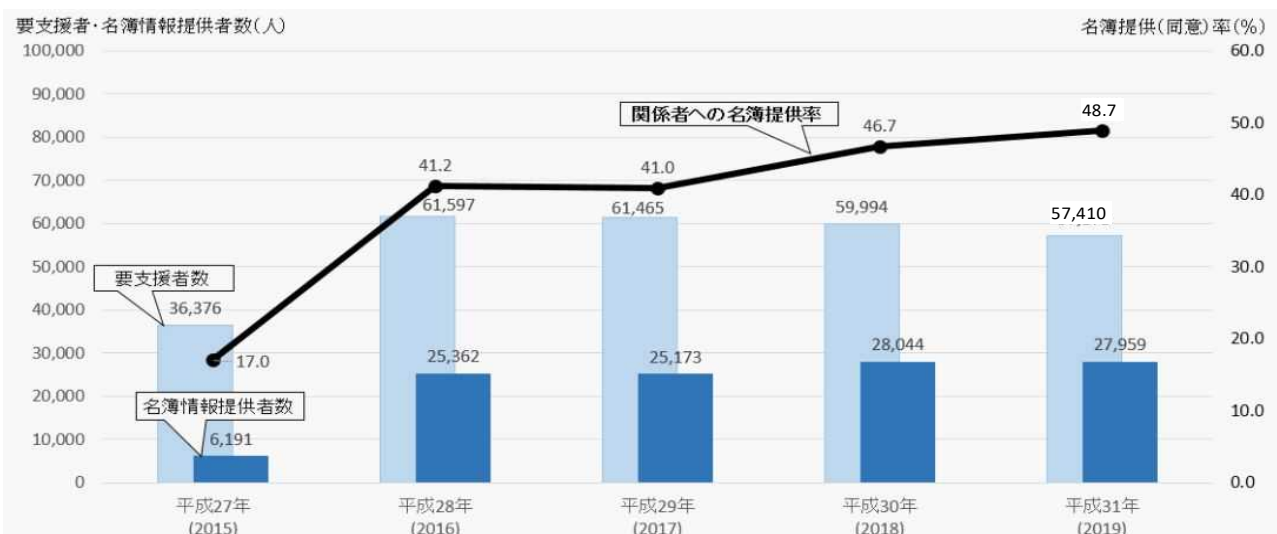


(2) 避難行動要支援者名簿の作成状況

災害時の避難行動に支援が必要な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者数」は、57,410人(2019年)となっており、県内全市町村で名簿作成が終了した平成28年以降は、6万人前後で推移しています。

本人の同意を得て、自主防災組織や民生委員等へ名簿情報を提供している要支援者の割合(関係者への名簿提供率)は、徐々に増加しており、2019年は名簿掲載者の約半数(48.7%)となっています。

【避難行動要支援者数等の推移】



第3章

計画の基本的 事項

第3章 計画の基本的事項

1 計画の基本理念

子どもから高齢者まで、だれもがともに支え合い、人と人とのつながりを感じ安心して暮らせる地域共生社会の実現

基本理念の趣旨は、少子高齢化や核家族化の進行等により、人間関係が希薄化し、家族や地域の支え合い機能が低下する中で、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して暮らせる地域社会を目指すものです。

2 施策の基本的方向と施策体系

基本理念である「地域共生社会の実現」を目指して、「地域共生社会の実現に向けた体制づくり」、「地域共生社会を支える人づくり」、「多様な地域資源による福祉基盤づくり」の3つを施策の基本的方向として定め、市町村や関係機関と連携して施策の推進を図ります。

I 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

1 関係機関・団体等の役割

- (1) 社会福祉協議会の役割
- (2) 地域の相談支援機関の役割
- (3) 地域福祉団体の役割

2 包括的な相談支援体制の整備

- (1) 複合的課題に対応する相談体制の整備
- (2) 多機関の協働による支援体制の整備

II 地域共生社会を支える人づくり

1 地域における担い手の確保・育成

- (1) 県民一人ひとりの役割
- (2) 民生委員・児童委員への支援の充実
- (3) 社会福祉法人等による地域貢献活動の促進
- (4) 多様な地域福祉の担い手の発掘

2 福祉サービス人材の確保・育成

- (1) 人材の確保・育成対策

Ⅲ 多様な地域資源による福祉基盤づくり

1 共生意識の醸成

- (1) ユニバーサルデザインの推進

2 共に支え合う地域力の向上

- (1) 多世代交流活動の推進
- (2) 多様な主体が参画し地域課題に取り組む場づくりの推進
- (3) 住民参加型福祉サービス等の推進
- (4) 民間事業者等との協働
- (5) 災害時に配慮を要する人を支える地域づくりの推進

3 多様化する生活課題への対応

- (1) 生活困窮者等に対する支援
- (2) 社会的孤立等への対応
- (3) 通院や買い物等移動に困難を抱える人に対する支援

4 権利擁護の推進

- (1) 成年後見制度等の利用促進
- (2) 児童や高齢者、障がい者の虐待防止

5 社会福祉事業の質の確保

- (1) 指導監査
- (2) 第三者評価と苦情解決

第4章

計画の具体的 取組

第4章 計画の具体的取組

第1節 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

1 関係機関・団体等の役割

(1) 社会福祉協議会の役割

■ 現状と課題

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。

民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力を得ながら、地域の人びとが住み慣れた地域で安心して暮らすために様々な活動を行っています。

- ① 大分県社会福祉協議会は、生活福祉資金(注1) 貸付や日常生活自立支援事業(注2) など、生活に関する困りごとを抱える方の支援を行っています。
また、福祉関係者に対する専門的な研修の実施や福祉サービスの苦情解決、第三者評価の実施など、福祉サービスの質の向上にも取り組んでいます。
さらには、子ども食堂等の子どもの居場所づくりや、災害時に備えたボランティアネットワークづくり、福祉教育の推進、福祉の仕事に関する求人・求職情報の提供を行うなど、県域での地域福祉の充実を目指した様々な活動を行っています。
- ② 市町村社会福祉協議会は、地域において社会福祉に関する事業の企画や実施を行うとともに、住民が社会福祉活動へ参加するための援助を行う団体として位置づけられています。
地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、生活困窮者の相談・支援やボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、小中学校等における福祉教育の支援など、各社会福祉協議会が地域の特性を踏まえ、創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。
また、災害が発生した際には、災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの募集や受入、派遣調整等の被災者支援を行っています。

■ 施策の方向

- ① 大分県社会福祉協議会が、その役割を適切に果たすために必要な支援を行うとともに、市町村と連携して、市町村社会福祉協議会に対する支援を行います。
- ② 県・市町村社会福祉協議会が円滑に活動できるよう、県民や企業、関係機関・団体の理解促進を図るため、両協議会の活動状況等の広報に取り組みます。

(注1) 生活福祉資金：低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市町村社会福祉協議会が窓口となって実施している。

(注2) 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助やそれに伴う金銭の管理等を行う。

■ 目標指標

指標名	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	基準値	目標値
社会福祉協議会の認知率	47.6%	100%

(2) 地域の相談支援機関の役割

■ 現状と課題

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターや、障がい者相談支援事業所、地域子育て支援拠点、隣保館などの相談支援機関は、地域住民にとって、生活の困りごとを気軽に相談できる、最も身近な支援拠点です。

こうした地域に密着した相談支援機関が、その役割と機能を十分に発揮できるよう支援する必要があります。

- ① 「地域包括支援センター」は、介護保険制度や権利擁護等、高齢者に関する各種相談を幅広く受けて支援につなげるほか、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援等のサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの中核機関としての役割が期待されています。
- ② 「障がい者相談支援事業所」や「障がい児相談支援事業所」は、障がいのある人の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成するなどの支援に取り組んでいます。
- ③ こどもルームや子育て支援センター等の「地域子育て支援拠点」は、乳幼児の子どもの遊びを見守りながら、親同士が交流したり、施設のスタッフが子どもの発達や子育ての悩みについての相談に応じるなど、子育てに関する身近な支援拠点となっています。
- ④ 「隣保館」は、地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を担っており、各種講座や生活相談事業等を行っています。

■ 施策の方向

- ① 地域住民が、生活の困りごとを日常生活圏域において気軽に相談できるよう、「地域包括支援センター」などの相談・支援機関に関する情報の提供に努めます。
- ② 相談支援機関の機能の強化を図るため、職員に対する専門性を高めるための研修を引き続き実施します。
また、地域住民が抱える生活課題が多様化・複合化していることから、こうした課題に対応するための研修を実施します。

(3) 地域福祉団体の役割

■ 現状と課題

地域共生社会を実現していくためには、本計画の基本理念に掲げた「子どもから高齢者まで、だれもがともに支え合う地域」を構築していく必要があります。

そのためには、行政による「公助」や社会福祉協議会や社会福祉法人等の「共助」だけではなく、老人クラブや愛育班など住民自らが主体的に関わる地域の「互助」組織の役割が重要となります。

- ① 「老人クラブ」は、地域を基盤に、ひとり暮らし高齢者等を対象とする食事会の開催や、空き店舗を活用した高齢者向け店舗の運営など、高齢者の健康保持や介護予防、相互の支え合い、住みよい地域づくりなどの活動に取り組んでいます。
- ② 「愛育班」は、地域の子どもから高齢者まで全ての人を対象に、声かけや見守りを行うほか、交流会の開催などを通じて地域のつながりを深める活動を行っています。

■ 施策の方向

- ① 老人クラブ
 - (i) 高齢者の健康づくり・介護予防支援のほか、見守り・安否確認、交流の場づくりや多様な生活支援など、高齢者の在宅生活を支える老人クラブ活動の取組を促進します。
 - (ii) 老人クラブ加入率の向上に向けた普及啓発や休会・解散クラブの活動再開、若手高齢者の加入促進、自治会や他団体との連携などによりクラブの活性化を促進します。
 - (iii) 老人クラブが行う地域支え合いの仕組みづくりや、県・市町村老人クラブ連合会が行う老人クラブ活動の推進などの取組を支援します。
- ② 愛育班

活動の中心である声かけや見守りを通じて、行政と地域の間を埋める役割を担う愛育班の活動が、地域の状況に応じて継続できるよう支援します。

2 包括的な相談支援体制の整備

■ 現状と課題

過疎化や少子高齢化、人間関係の希薄化等を背景として、育児と親の介護を同時に担う「ダブルケア」や、高齢の親が無就労の子の生計を支える「8050問題」など、複合的な生活課題を抱え、既存の支援の枠組みだけでは対応が困難な相談が増加しています。

これまで、福祉的支援は主に、介護、障がい、子育てなどの分野ごとに、典型的なリスクや課題を想定した個別の支援制度を用意し、現金給付等の生活保障を行うなどの方法で、セーフティネットの確保を図る対策が取られていますが、こうした取組だけでは、複合的なニーズに柔軟に対応できない、一貫した支援が受けられないといった課題が指摘されています。

また、今回の計画策定にあたり県内6圏域ごとに開催した地域福祉座談会においても、市町村の支援窓口で相談に来る方の多くが、世帯で複合的な課題を抱えており、相談者の困難を解決するためには、所管する部署の支援の枠組みだけでは対応が困難なケースが増加しているとの声が聞かれました。

こうしたことから、住民に身近な日常生活圏域において、生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備するとともに、市町村圏域においては、地域の相談機関が把握した課題のうち、複合化・複雑化した課題に対応できる、多機関が協働する総合的な支援体制づくりが必要となっています。

■ 施策の方向

(1) 複合的課題に対応する相談体制の整備

複合的課題を早期に発見し適切な対応を行うためには、介護や障がい、子育て等の分野にまたがる相談であっても、まずは日常生活圏域の相談支援機関で相談を受け止め、必要に応じて適切な機関につなぐ、いわゆる「断らない相談支援」の体制を構築するとともに、相談者本人だけでなく、相談者の家族や世帯の状況も把握し、予防的な対応を行うことも必要です。

- ① 「地域包括支援センター(高齢者・介護)」や「相談支援事業所(障がい者)」、「子育て支援拠点」など、地域に密着した相談支援機関を、複合的課題を抱えた方の支援の入り口として、市町村や市町村社会福祉協議会、「生活困窮者自立相談支援機関」や「子育て世代包括支援センター」等とも連携し、出口支援を行う包括的な支援ネットワークの構築を市町村と連携しながら進めていきます。
- ② また、地域住民の潜在的な課題を早期に把握し、適切な支援へと導くため、相談支援機関と民生委員・児童委員が行う訪問活動等が連携したアウトリーチ(注1)型の相談体制の充実を図っていきます。

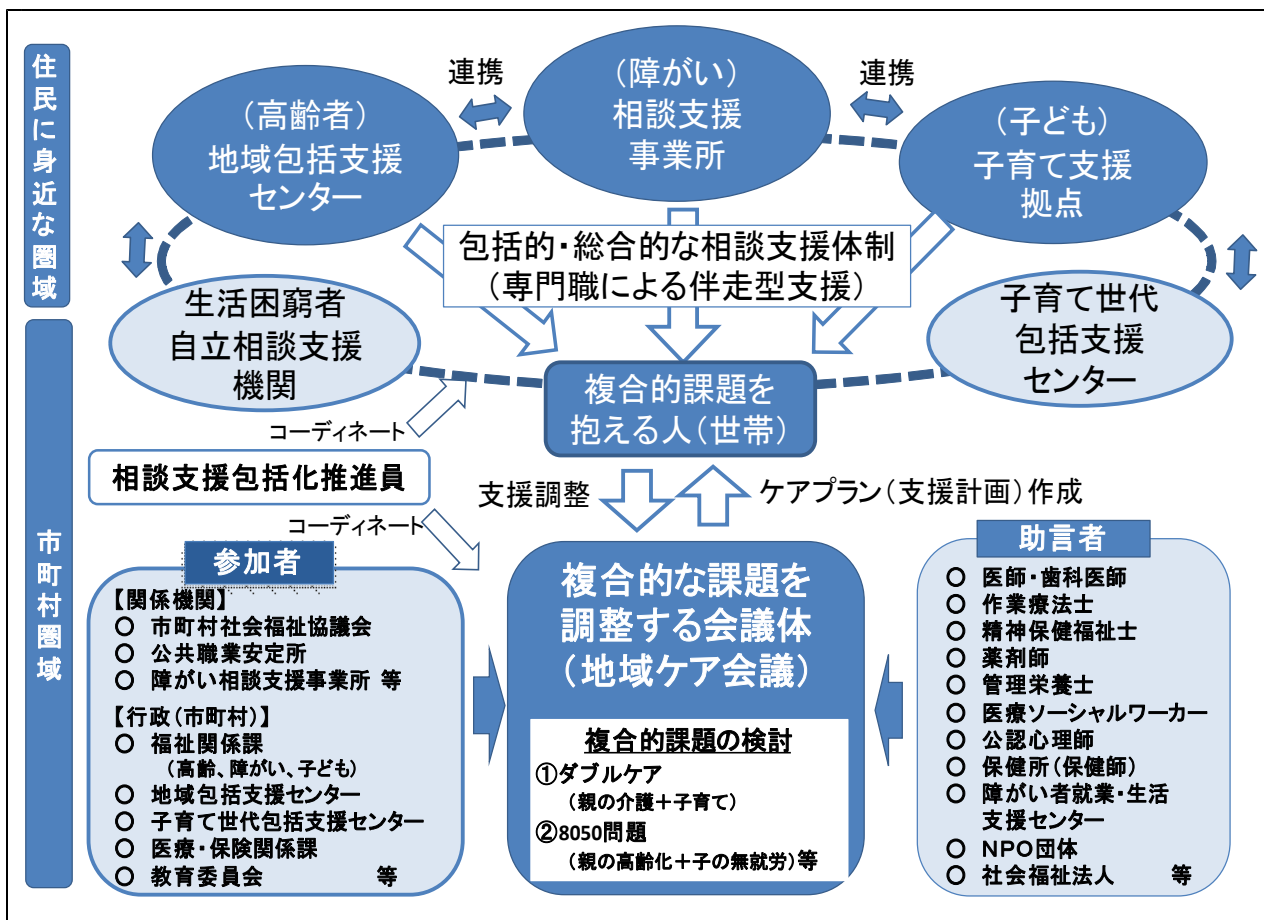
(注1) アウトリーチ: 援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが訪問等により積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

(2) 多機関の協働による支援体制の整備

地域包括支援センターなど、地域に密着した相談支援機関で受けた相談や把握した課題について、他機関へのつなぎや、支援機関同士の情報共有だけでは解決が困難な、複合化・複雑化した生活課題については、多機関が協働し、アセスメントに基づいた適切な支援を提供するとともに、状態の変化等に応じた伴走型の支援を行う必要があります。

- ① 福祉、医療、住宅、司法、教育など、本人や世帯を取り巻く支援関係者が参加し、専門的な見地から状況を分析し、処方箋となるケアプラン(支援計画)を作成するための会議体(地域ケア会議)設置の取組が必要です。
こうした多分野・多機関協働の中核を担う会議体(地域ケア会議)設置の動きは、県内でも始まっており、今後、市町村と連携しながら、県内全域に取組を拡大していきます。
- ② 包括的な相談支援体制を構築していくためには、各制度ごとに設けられた相談支援機関を包括的・総合的にコーディネートできる人材が必要となることから、こうした役割を担う「相談支援包括化推進員」の養成に取り組んでいきます。
- ③ 地域や社会とのつながりが希薄になっている個人や世帯を、地域につなぎ戻し、地域社会包摂を実現していくためには、専門職が継続的に伴走型の支援を行うことが求められることから、こうした支援を行うことのできる人材の育成にも取り組んでいきます。

包括的な相談・支援体制のイメージ



【ダブルケア(育児と親の介護)対応イメージ】

①「子育て支援拠点」に相談(応急支援) → ②「子育て世代包括支援センター(保健師)」や「地域包括支援センター(ケアマネ)」が訪問調査 → ③「地域ケア会議」で支援調整(中長期支援計画) → ④「子育て支援拠点(子育て支援員)」や「地域包括支援センター(ケアマネ)」が伴走型の支援実施

【8050問題(高齢の親と無就労の子)の対応イメージ】

①「地域包括支援センター」に相談(応急支援) → ②「生活困窮者自立相談支援機関(アウトリーチ支援員)」が訪問調査 → ③「地域ケア会議」で支援調整(中長期支援計画) → ④「地域包括支援センター(社会福祉士)」と「生活困窮者自立相談支援機関(アウトリーチ支援員)」が伴走型の支援実施

■ 目標指標

指標名	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	基準値	目標値
複合的な課題を抱える方の支援をコーディネートする相談支援包括化推進員配置市町村数	1市	18市町村

取組事例①:複合的課題に対応する相談体制の整備

○ 杵築市・全世代型地域ケア会議

杵築市では、平成24年2月から介護保険事業所関係者や理学療法士など専門職の助言者が参加した地域ケア会議を毎週開催し、個別ケースの課題解決からネットワークの構築のほか、地域課題の把握を通じた社会資源の整備等を行ってきました。

また、こうした介護保険制度において実践し、成果を得た地域ケア会議の手法を他の保健福祉分野(子ども、障がい児・者、生活困窮者など)にも適用した、全世代を対象とする地域ケア会議を平成28年度から月1回開催しています。

会議には、市社会福祉協議会やNPO法人、精神保健福祉士など約40名が参加しており、相談支援機関が一堂に会することで、複合的な課題に対してもワンストップで対応が可能となるほか、相談員のスキルアップも図られています。



第2節 地域共生社会を支える人づくり

1 地域における担い手の確保・育成

(1) 県民一人ひとりの役割

■ 現状と課題

人口減少・少子高齢化が進む中で、地域共生社会を実現していくためには、子どもから高齢者まで、福祉サービスを必要とする方も含め、地域住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域を目指していく必要があります。

高齢者には、長年の経験や知識・技能を活かした地域活動が期待されるとともに、障がい者には支えられるだけでなく、地域社会の一員としてそれぞれの状況に応じた社会参加や就労により地域を支えることが、また、子どもや若者などの若年層には地域社会に目を向け、自発的に地域福祉活動に参加するといったことが望まれます。

■ 施策の方向

- ① 高齢者や障がい者等を含め、「すべての人がともに支え合う」という考え方を広めることにより、地域における共生の仕組みづくりを推進します。
- ② 県民一人ひとりが、地域福祉の担い手であることを自覚し、地域での活動を実践するための、学びの場や活動の場の充実を図ります。

(2) 民生委員・児童委員への支援の充実

■ 現状と課題

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員(非常勤)であり、社会福祉を増進するため、地域住民の立場から、生活課題のみならず福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

また、民生委員は児童福祉法により「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援も行っています。

地域社会のつながりが希薄化している昨今において、民生委員・児童委員は、子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいのある方・高齢者など、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役としての役割がますます重要になっています。

一方、支援ニーズの増加により、民生委員・児童委員の負担が大きくなっていることに加え、住民のプライバシー意識の高まりや民生委員への理解不足から円滑な活動ができないなどの課題が生じています。

■ 施策の方向

- ① 民生委員・児童委員が活動しやすい環境を実現するため、県民に民生委員・児童委員の役割や活動が正しく理解されるよう、周知・啓発を図ります。
- ② 民生委員・児童委員になる方の不安を解消するため、新任者向けの研修やQ&A集等の支援ツールの充実を図ります。
- ③ 民生委員・児童委員の活動を支援するため、福祉委員など、地域で協働する人材の確保を図ります。

(3) 社会福祉法人等による地域貢献活動の促進

■ 現状と課題

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された公益性の高い非営利法人です。

また、平成28年に社会福祉法が改正され、福祉サービスの供給体制の整備・充実を図るため、すべての社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組の実施」が定められました。

大分県社会福祉協議会においては、県内の社会福祉法人から構成する「大分県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」を立ち上げ、生活困窮者の相談・支援等を行う「おおいたくらしサポート事業」等に取り組んでいるところです。

社会福祉法人には、これまで培った福祉サービスの提供に係る高い専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワークを活かしながら、公益的な取組を実践し、地域共生社会の実現に積極的に貢献することが期待されています。

■ 施策の方向

- ① おおいたくらしサポート事業等、大分県社会福祉協議会や大分県社会福祉法人経営者協議会などの社会福祉関係団体による地域貢献活動の充実を図ります。
- ② 先駆的事例の紹介などを通じて、社会福祉法人の地域貢献活動を積極的に支援します。


取組事例②：社会福祉法人による地域貢献活動

○ 大分県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会・おおいたくらしサポート事業

大分県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会では、趣旨に賛同する県内98の社会福祉法人・施設で拠出金を出し合い、生活に困窮している方の相談や支援を行う「おおいたくらしサポート」事業を実施しています。

平成27年に事業を開始し、会員施設のコミュニティソーシャルワーカーが失業や虐待、ケガや病気など様々なことが原因で生活に困っている方の相談に応じるとともに、食料品を届けたり、光熱水費を支援するなどの経済的援助を行っています。

協議会では、くらしサポート事業以外にも、社会福祉法人が行う、子ども食堂や子どもの預かり事業、居場所づくりや就労支援事業などに助成を行うなど、社会福祉法人としての役割と使命をさらに果たせるよう取組を進めています。



おおいたくらしサポート
生活にまつわる相談を受けつけます

下記の電話にご相談ください。
くらしサポート電話窓口 相談受付施設

- ☎097-515-7789 大分県社会福祉協議会 (CSF)
- ☎097-597-8828 相談支援事務所ハーモニ (ASF)
- ☎097-574-8525 児童家庭支援センターゆずりば (ASF)
- ☎0977-66-5021 赤松 園 (AS)
- ☎0979-21-2228 石塚 園 (AS)
- ☎0979-64-9063 いずみの園 (AS)



おおいたくらしサポート
社会福祉法人から実現したサポート事業です

この事業は、大分県内の社会福祉法人(施設)で幅広く大分県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会が実施しています。

社会福祉法人 1社がどのような組織ですか?



生活でお困りの方へ
くらしサポート SOS

だいじょうぶ。一緒に解決しましょう。

法人の特長
安定性



おおいたくらしサポート
暮らしにまつわる相談を受けつけます

あなたの暮らしに、失業・虐待・けがや病気などで生活に困っている人はいませんか? そんな人のために「おおいたくらしサポート」があります。

SOSを見つかる
SOSを発見します。困っていることがあれば連絡してください。

状況を把握する
お住まいを初回見、見て聞いて、状況を把握します。

方法を考える
生活保護や介護保険など「制度」が利用できるか検討します。

支援や問題解決へ
「制度」にのびます。「制度」が使えないときは、独自の方法を検討していっしょに問題解決に努めます。

見守り
生活の自立を目標に「経済的」に見守ります。

頼みの綱がここにいます。
「おおいたくらしサポート」事業は、失業・虐待・DV・けがや病気などが原因で生活に困っている人たちに寄り添って、訪問・相談を通じて必要な支援につながる活動を行っています。緊急を要する場合は、専任のスタッフが24時間の常時活動による生活支援も行っています。



相談事例

10日間も働かず...
70代女性と同居する。仕事もほとんどなく、持病で外出困難。近隣住民が異常に気づき、発見したときには、10日間の働かず。失業手当も切れた。生活保護申請も、申請書提出後、申請の進捗が不明。生活保護申請書の提出も、申請書提出後、申請の進捗が不明。生活保護申請書の提出も、申請書提出後、申請の進捗が不明。

夫からのDVから逃れて...
30代女性と子どもの母子世帯。夫からのDVから逃れて、母子世帯で生活。夫からのDVから逃れて、母子世帯で生活。夫からのDVから逃れて、母子世帯で生活。

収入は月5万円の年金のみ...
60代男性と同居する。収入は月5万円の年金のみ。足が痛く、買い物困難。生活保護申請書の提出も、申請書提出後、申請の進捗が不明。

3人の子供と多量債務...
40代男性と同居する。3人の子供がいて、多量な借金。生活保護申請書の提出も、申請書提出後、申請の進捗が不明。

10代青年、生活困窮状態...
10代青年と同居する。生活困窮状態。生活保護申請書の提出も、申請書提出後、申請の進捗が不明。

経済的困窮 - 貧乏生活...
50代女性と同居する。経済的困窮。生活保護申請書の提出も、申請書提出後、申請の進捗が不明。

くらしサポート事業リーフレット

(4) 多様な地域福祉の担い手の発掘

■ 現状と課題

地域共生社会を実現していくためには、これまで地域福祉の活動に関わってきた組織や人だけではなく、その地域で暮らす、すべての人が、それぞれの特性や技能を活かして、地域福祉の担い手として活躍する社会を創っていく必要があります。

また、人口減少・少子高齢化が著しい地域においては、自分の地域だけでは担い手の確保が難しいことから、地域外からの人材の呼び込みを図るとともに、Society5.0(注1)時代の到来に合わせてIoT(注2)やAI等の情報技術も活用していく必要があります。

- ① 「女性」は、地域福祉の担い手として活躍が期待されている一方、県が行った意識調査※では、47%の方が「地域において決定事項は従来、男性が取り仕切り、女性が口を挟みにくい」、また35%の方が「お茶出しなどは女性だけがする暗黙の役割分担がある」と答えており、地域活動においても男女共同参画の推進が求められています。

※男女共同参画社会づくりのための意識調査(平成26年度県調査)

- ② 「高齢者」は、その豊かな知識や経験を活かして、地域活動やボランティア活動などに積極的に参画し、地域社会の担い手となることが求められています。地域には元気な高齢者もいて、こうした高齢者が必要とされ、豊富な知識と経験を活かして生きがいを感じることができる仕組みづくりも必要となっています。

- ③ 小規模集落では、集落支援員(注3)や地域おこし協力隊(注4)が、地域の活性化や見守り活動に取り組んでいますが、こうした地域外の人材が、地域住民と連携して地域課題に取り組むことで、地域に新しい風をおこし活力を生んでいます。

(集落支援員:116名(平成30年度) 地域おこし協力隊:142名(平成30年度))

- ④ 「ボランティア」は、地震や豪雨などにより、近年は毎年のように発生している大規模災害において、被災地の復旧・復興の大きな力となっています。県民にボランティア活動の意義や魅力を伝え、活動を開始・継続していただけるよう、大分県社会福祉協議会(大分県ボランティア・市民活動センター)では、研修実施やサイト等での情報発信に取り組んでいます。

※ 福祉ボランティアの登録者数

区分	H28年度	H29年度	H30年度
登録者数	30,029人	27,461人	23,942人

(注1) Society5.0:第5期科学技術基本計画において提唱された仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。AIがビッグデータを解析し、その結果がロボットなどを通じ人間にフィードバックされることで、これまでは出来なかった新たな価値が社会にもたらされる。

(注2) IoT:全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すこと。(Internet of Thingsの略)既に行動パターン分析を用いた高齢者や子どもの見守りなどに活用されている。

(注3) 集落支援員:地域の実情に詳しく、集落対策のノウハウや知見を有した人材が、集落への巡回や目配りを行い、自治体と連携しながら地域の維持・活性化を図る総務省の制度

(注4) 地域おこし協力隊:人口減少や高齢化などの進展が著しい地域において、都市住民など地域外の人材を積極的に活用し、その定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を図る総務省の制度

■ 施策の方向

① 女性の参画促進

女性が地域福祉活動の担い手として、活動の立案や決定にも主体的に参画できる仕組みづくりを推進します。

② 高齢者の参画促進

高齢者や第二の人生のスタートを控えた中高年齢層が、豊富な経験や技能を活かし、地域の支え手となれるよう、ボランティア・NPO活動への参加促進や活動に対する支援など、地域活動に主体的に取り組める仕組みづくりを推進します。

③ 地域外の人材の参画促進

- (i) 地域おこし協力隊等の地域外の人材を活用し、県民と一体となった地域づくりを推進します。
- (ii) 地域おこし協力隊やU・Iターン者等を積極的に受け入れ、地域福祉活動に関する多様な担い手の確保を図ります。

④ ボランティアの活動促進

「ボランティア活動をしたい、やってみたい」という県民を円滑に活動につなげられるよう、大分県ボランティア・市民活動センターの情報サイト等を通じて、きめ細かな情報発信を行います。

また、幼少期から、ボランティア活動への関心を育むよう、福祉教育の充実に努めます。

■ 目標指標

指標名	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	基準値	目標値
福祉ボランティア登録者数	23,942人	24,000人

2 福祉サービス人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成対策

■ 現状と課題

少子高齢化の進展等により、今後とも県民の福祉サービスに対するニーズの増大が見込まれることから、介護施設や障がい福祉サービス事業所、児童福祉施設などで働く人材の確保が重要な課題となっています。

しかしながら、福祉の職場は、職務内容に比べ、賃金水準が他業種と比較して低い等の理由により、他職種に比べて有効求人倍率(注1)や離職率が高いなど、人材の確保と定着は厳しい状況にあります。

そのため、離職した人材の再就職支援や福祉職場への就職を目指す学生への就学支援、中高年齢者をはじめとした幅広い人材の参入促進などにより、人材の確保を図るとともに、離職防止については、処遇改善や職場環境改善、負担軽減に資する生産性向上などの推進により、職員の定着を図っていく必要があります。

また、福祉サービス利用者が必要とする支援の内容も、多様化・高度化している状況にあることから、より専門性の高い福祉サービスの提供や、利用者本位の質の高い福祉サービスを提供できる人材を養成する必要があります。

■ 施策の方向

① 人材の確保

福祉サービス職の仕事の魅力が伝わるよう情報発信に努めるとともに、福祉人材センター(注2)や大学等と連携して、他分野からの離職者や学生に対する職場体験や福祉職場への就職説明会等の開催、福祉人材無料職業紹介などにより、人材の確保を図ります。

② 人材の育成

認知症介護の質の向上を図るための介護サービス従事者の研修のほか、障がいの特性を正しく理解し、特性に応じた質の高いサービスを提供するための従事者の養成や資質の維持・向上のため研修等を実施し、福祉サービス人材の知識・技術の向上を図ります。

また、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する人に対しては、知識や技能等を習得するための研修を充実します。

(注1) 有効求人倍率:有効求職者数に対する有効求人数の割合で、雇用動向を示す重要指標のひとつ。有効求人数を有効求職者数で割って算出し、倍率が高ければ人を探している企業が多く、低ければ仕事を探している人が多いことを示す。

(注2) 福祉人材センター:福祉・介護人材の確保と資質の向上を図るため、福祉・介護関係の求人・求職の紹介斡旋、情報提供、人材確保に関する実態調査などを行う機関。大分県社会福祉介護研修センター内に設置している。

■ 目標指標

指標名	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	基準値	目標値
県内の有効求人倍率(介護関係職種)	2.37倍	2.00倍

第3節 多様な地域資源による福祉基盤づくり

1 共生意識の醸成と取組の促進

(1) ユニバーサルデザインの推進

■ 現状と課題

障がいの有無や年齢、性、人種や国籍等、さまざまな特性や違いにかかわらず、一人ひとりの多様な生き方を認め、ともに支え合い、差別や不合理な格差を解消することは、全世界において普遍的な課題です。

本県では、平成7年に「大分県福祉のまちづくり条例」を制定し、福祉のまちづくりに関する、県、市町村、県民の責務を明らかにするとともに、建築物等のバリアフリー基準を定め、事業者に対して基準への適合を求めています。

併せて、高齢者や障がい者を含むすべての県民が、安全かつ自由に行動し、社会、経済・文化等の活動に参加することができる、乗合バスへのノンステップバス導入や鉄道駅へのバリアフリー設備の整備、歩道の段差解消や多目的トイレ設置等の公共施設の改修、公共施設や商業施設等に設置されている「車椅子マーク専用駐車場」の適正利用を図るための「大分あったか・はーと駐車場利用証制度」の普及にも努めているところです。

一方、こうした「まち」や「もの」の分野だけではなく、様々な心身の特性や考え方を持つ人々が、相互の理解を深めるとともに、支え合うことができるよう、「こころ」のユニバーサルデザインについても推進する必要があります。

国においては、東京パラリンピックを契機として、共生社会の実現に向けて踏み出すため「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定したところですが、本県においても、世界最高峰のレースに成長した「大分国際車いすマラソン大会」をはじめとする障がい者スポーツや、世界93か国・地域の約3,600人の留学生が集い、人口当たりの留学生数が全国トップクラスであることなどの強みを活かしながら、共生意識の醸成を図っていく必要があります。

また、人権に関しても、県が行った意識調査※では、「今の日本で、人権は尊重されていると思うか」という質問に対して、「尊重されている・どちらかと言えば尊重されている」と回答した人が71.8%となっており、前回調査(75.2%)よりも減少しています。

子どもの虐待や高齢者・障がい者に対する差別や偏見、貧困層の顕在化など、全ての人の人権が尊重されてるとは言いがたい状況であることが影響していると考えられることから、インターネット上の人権侵害やセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の人権問題などの新たな課題への対応とともに、人権が尊重される社会の実現に向けて、今後も幅広い層の県民に対し、粘り強く普及啓発に取り組んでいく必要があります。

※ 人権に関する県民意識調査(平成30年6月県実施)

■ 施策の方向

① 「まち」や「もの」のユニバーサルデザインの推進

(i) 建築物のバリアフリーやユニバーサルデザインを推進するため、建築関係者を中心に

「福祉のまちづくり条例」の周知を行い、基準適合の徹底を図ります。

- (ii) 「あったか・はーと駐車場」協力施設の拡大と利用マナーの向上に資する取組を行うとともに、「大分バリアフリーマップ」の登録施設の増加などにより、高齢者や障がい者、妊産婦の方々などの利便性の向上を図ります。
- (iii) バス事業者が行うノンステップバスの購入に対し、引き続き助成を行い、乗合バスのユニバーサルデザインの推進を支援します。
- (iv) 鉄道事業者が行う1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅でのバリアフリー設備の整備に対し、引き続き助成を行い、鉄道駅のユニバーサルデザインの推進を支援します。

② 「こころ」のユニバーサルデザインの推進

- (i) 多様性を理解し、お互いの良さを認め合いながら協働する力を幼少期から養えるよう、教育分野と連携を図りながら、小中学生を対象とした福祉講座の実施や福祉巡回教室の開催支援に取り組みます。
また、障がい者スポーツの体験等を通じた共生意識の醸成とともに、多言語でのバリアフリー情報提供などによる多文化共生(注1)を進めることで、「こころ」のユニバーサルデザインに対する理解を促進します。
- (ii) 人権課題ごとの啓発用パンフレットを作成し、啓発に活用するとともに、各種講座、研修会、講演会などのイベントや、地域・企業・団体等で人権啓発に関するリーダーの育成を通じて、幅広い層の県民に身近な問題として、各種人権課題に関する情報を提供していきます。

■ 目標指標

指標名	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	基準値	目標値
大分あったか・はーと駐車場設置協力施設数	1,209施設	1,500施設

(注1) 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

2 共に支え合う地域力の向上

(1) 多世代交流活動の推進

■ 現状と課題

これまで県では、地域に住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」を促進するため、住民とボランティアとが協働で企画・運営する「ふれあい・いきいきサロン」の活動を推進してきました。

今では、県内各地に2,000を超えるサロンが運営されるまでになり、参加者も高齢者だけではなく、障がい者や子育て中の親などを対象としたサロンが開設されるなど、全世代型の地域活動へと広がりを見せています。

また、子どもの居場所としての「子ども食堂」も県内で63か所まで広がり、食事以外にも学習支援や高齢者との交流に取り組むなど、実施内容も多様化してきており、地域の人々の居場所としての役割も果たしつつあります。

高齢者や障がい者、子ども・子育て世代等、対象者や世代ごとに取り組まれていたサロン等の活動を、子どもから高齢者まで、すべての地域住民が参加する多世代交流の場としていくことにより、活動の活性化を図るとともに、多様な世代の出会いと交流を通じて互いを理解し、地域で共に支え合う意識を高めていく必要があります。

■ 施策の方向

サロンや子ども食堂が、子どもから高齢者まで、多世代の地域住民が参加する出会いと交流の場としてさらに充実が図れるよう、先進事例の紹介やノウハウの周知、拠点施設整備の支援等に取り組んでいきます。

(2) 多様な主体が参画し地域課題に取り組む場づくりの推進

■ 現状と課題

地域の住民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら、また、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らせる地域づくりは、地域共生社会を実現するうえで大切な取組です。

SDGs(持続可能な開発目標)においても、「住み続けられるまちづくり」が目標に掲げられており、社会的弱者に配慮され、すべての人が安全で暮らしやすい持続可能な地域づくりが求められています。

また、地域福祉座談会においては、住民が地域の課題を「我がごと」として捉え、支え合い活動に取り組む地域が確実に増えているものの、行政がやって当たり前の感覚が住民の中にあり、「他人事」と考えている地域もまだ多く、住民の意識をいかに高めていくかが課題であるとの意見が多く聞かれました。

そのためには、地域づくりを一部の特定の人に任せるのではなく、地域住民が、ひとり暮らし高齢者や子育て世帯等が抱える家事や見守り支援などの課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みるのが大切です。

こうした取組を進めるうえでは、地域住民や地域の福祉関係者だけではなく、まちづくりの関係者や社会福祉分野の専門職等、多様な主体が参加し、地域の抱える課題について話し合う場ともなる住民の自主活動等の拠点を整備していく必要があります。

■ 施策の方向

① 多様な主体の参画

サロン活動は、小学校区単位で地域福祉活動に取り組む住民組織である校区社協や社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉関係団体等が中心となり取り組まれています。

一方、住民主体の地域コミュニティ組織であるまちづくり協議会の設立も県内各地で進んでおり、こうした多様な主体が参画し、一緒に地域課題に取り組む場(拠点)づくりに取り組んでいきます。

② 地域力強化推進員の養成

地域共生の取組が、過疎化や高齢化の進む地域でも円滑に実施でき、住民自らが地域課題を解決できるよう導くとともに、関係機関の支援が必要な場合のつなぎ役となる「地域力強化推進員」の養成に取り組めます。

(3) 住民参加型福祉サービス等の推進

■ 現状と課題

少子高齢化が進む本県では、65歳以上の高齢者が住民の半数を超える「小規模集落」が1,390集落と、自治会(集落)全体の3割を超えており、今後も増加することが見込まれています。

小規模集落などでは、ひとり暮らし高齢者や子育て世帯など、地域で暮らし続けるための支援を必要としている方がいる一方で、元気な高齢者には、豊富な知識と経験を活かして生きがいを感じることができる新たな仕組みづくりも必要となっています。

こうした中、ごみ出しや庭の草取り、子どもの預かり等、公的サービスでは賄えない生活のちょっとした困りごとを、お互いが気を遣うことなく地域で支え合えるよう有償でお手伝いする「住民参加型福祉サービス」の取組が県内各地で始まっています。

また、小規模集落の維持・活性化に向けても、高齢者の見守りや祭り、共同草刈りなどを、小学校区単位の複数集落等で補い合う「ネットワーク・コミュニティの構築」を進めており、それを担う組織として、県内各地に住民主体のまちづくり協議会などの地域コミュニティ組織の設立が進んでいます。

■ 施策の方向

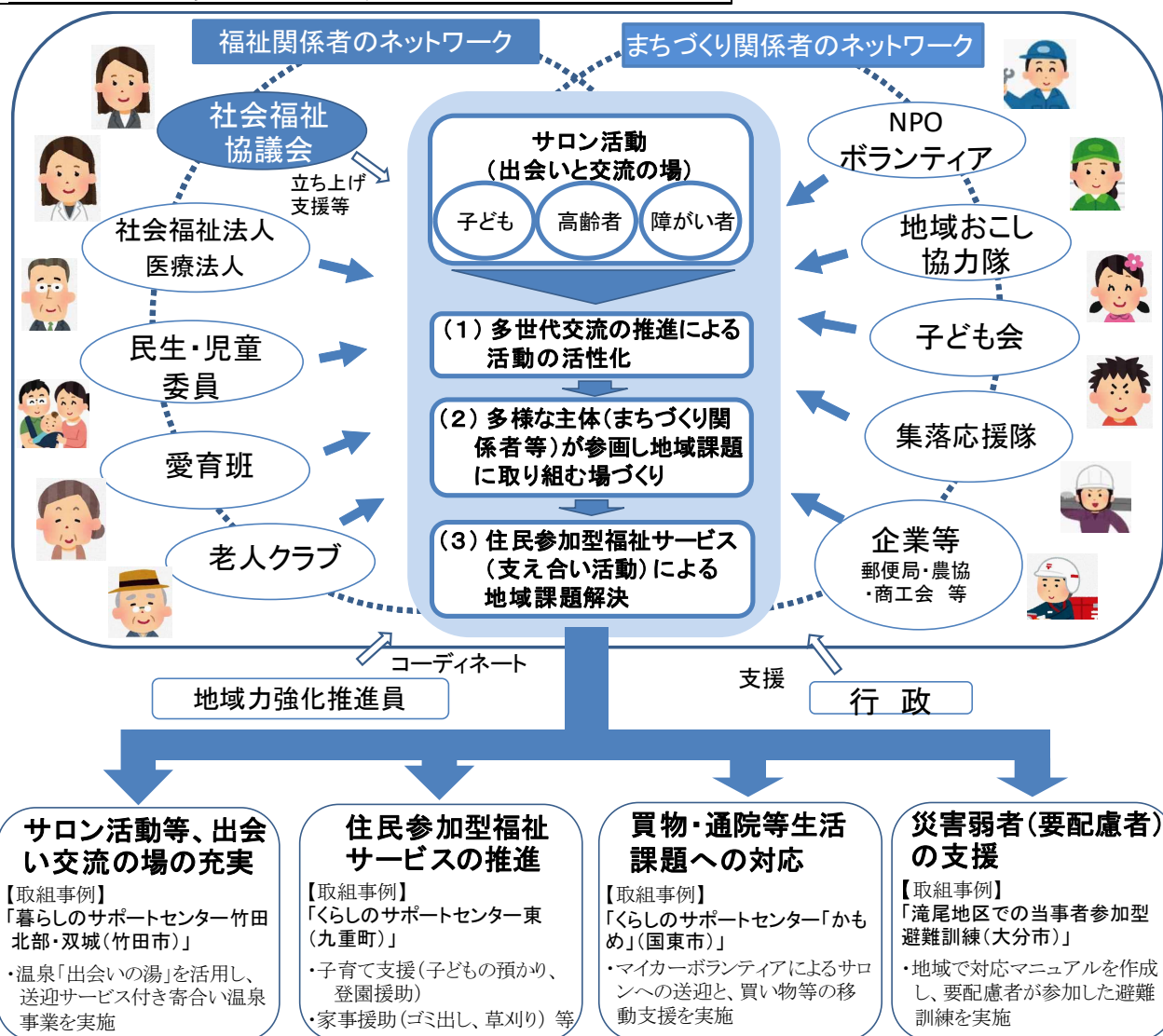
① 住民参加型福祉サービスの拡充

- (i) 住民自らが参画し多様な地域課題の解決に取り組めるよう、先進事例や取組手法を学ぶ場の充実を図るなど、住民参加型福祉サービスに取り組む地域を支援します。
- (ii) 県内のすべての自治会(集落)において住民参加型福祉サービスが利用できるよう、市町村と連携して、住民参加型福祉サービスの立ち上げ支援を行います。

② ネットワーク・コミュニティ構築の推進

- (i) 人口減少の中で、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の思いを尊重し、複数集落等で機能を補い合うネットワーク・コミュニティの構築をさらに推進します。
- (ii) 地域コミュニティ組織等の自立的・持続的な運営が可能となるよう支援を強化します。

多様な主体が参画した“地域共生社会”の構築イメージ



■ 目標指標

指標名	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	基準値	目標値
高齢者、子育て家庭等、多世代交流・支え合い活動の実施主体(注1)数	291組織	452組織

取組事例③：サロン活動等、出会い交流の場の充実

○ 竹田市・暮らしのサポートセンター・竹田北部「双城」

竹田市では、地域住民の支え合いの気持ちを基本に、安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指して、平成24年から旧中学校区ごとに「暮らしのサポートセンター」が設置されており、市内全地域で活動が展開されています。

主な活動として、誰でも気軽に立ち寄ることができる「寄り合い場」、昼食と送迎付きのサロン「くらサポ広場」、暮らしのちょっと困りを有償でお手伝いする「生活支援サービス」があり、『できる人ができる時にできること』を行っています。

平成27年7月に設立された暮らしのサポートセンター「双城」では、高齢化により利用客が減少していた宮城地区の温泉施設「出会いの湯」を地域の寄り合い場(居場所)として活用した、送迎サービス付きの寄り合い温泉を平成27年12月から週3日(火・木・土)実施しています。

また、寄り合い温泉の開催時に併せて体操教室が実施されたり、活動会員の働きかけで移動販売車が来るようになるなど、活動も活発で、平成30年度の参加者は2,504名となっており、地域での交流が促進されています。



(注1) 多世代交流・支え合い活動の実施主体：地域子育て支援拠点や子ども食堂、高齢者サロンなどにおいて、多世代交流活動を行う組織及び、多世代を対象に生活のちょっとした困りごとを住民相互で支え合う住民参加型福祉サービス等を実施する組織。

取組事例④：住民参加型福祉サービスの推進

○ 九重町・くらしのサポートセンター東

「くらしの困りごとはありませんか？」九重町東飯田地区では、住み慣れた地域で生活し続けることが難しくなっている方がいることから、平成31年4月に住民型支え合い団体「くらしのサポートセンター東」が設立され、生活のちょっとした困りごとを住民の支え合いで解決し、だれもが安心してくらし続けられる地域を目指した取組が進められています。

ひとり暮らしや高齢者世帯等の庭木の剪定・伐採や草刈り、ゴミ出し、雨漏りの修理をはじめ、薬の受け取り、買い物、通院等の外出の付添のほか、出産後の家事、登園の援助などの子育て支援のお手伝いをしています。

こうした取組を進めるにあたっては、まちづくり協議会と社協と一緒に各地区に出向き、区長さんへ説明と協力の働きかけを行い、住民への周知、利用促進につなげています。

また、活動の担い手づくりとして、平成28年度から行われてきた支え合い人材養成講座を、まちづくり協議会と社協が共催して開講する「支え合いセミナー」として旧中学校ごとに開催しています。

支え合い活動員は現在100名を超え、現役世代の方も支え手として加わるなど、支え合いの地域づくりが広がりを見せています。



(4) 民間事業者等との協働

■ 現状と課題

少子高齢化等が進行する中、ともに支え合う地域とするためには、地域の様々な社会資源が協働・連携した支援体制の構築が必要です。

民間事業者には、地域社会の構成員として、ビジネスで培ったノウハウやネットワークを活かした地域福祉の推進に大きな役割が期待されます。

CSR(企業の社会的責任)としての社会貢献活動に加え、地域福祉分野における民間事業者のSDGsへの取組との連携を図るとともに、募金や寄付金の活用など、多様な形での協働を検討する必要があります。

- ① ひとり暮らし高齢者等が孤立せず安心して地域で生活するためには、地域における見守り活動が必要です。
そのため、民間事業者等と協働して、高齢者等に何らかの異変等が認められた場合に、当該地域の市町村窓口等に早急に連絡することができる体制を整備することが求められています。
- ② 認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域で見守り支える体制づくりが必要です。
そのため、地域の企業(店舗・事業所)と協働しながら認知症による行方不明高齢者等を迅速に捜し出して保護するための地域の体制「SOSネットワーク」を整備することが求められています。
- ③ 「共同募金運動」は、地域福祉の推進を図ることを目的として行われるものであり、民間が行う地域福祉活動を支える重要な役割を果たしています。
大分県共同募金会では、戸別募金や街頭募金などでお寄せいただいた募金により、社会福祉法人やボランティア団体、NPO法人などへの助成を行っています。

■ 施策の方向

① 見守り体制の構築

民間協力企業と「大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクト(注1) 協定書」を締結し、県内全市町村における多重的な見守り体制の構築等を推進します。

② SOSネットワークの整備

認知症サポーター養成講座を概ね半数以上の職員が受講している企業・団体を「大分オレンジカンパニー(認知症にやさしい企業・団体)」として登録し、高齢者の生活と関連の深い企業等による見守り・支援活動を推進します。

③ 共同募金等の活用推進

大分県共同募金会が行う「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい募金」など、様々な募金活動の広報・周知に努めます。

また、地域の福祉基盤づくりを進めるにあたり、企業版ふるさと納税(注2) など、民間事業者からの寄付金の活用も検討します。

(注1) 大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクト:認知症やひとり暮らし高齢者等の支援を必要とする人を、市町村や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等に加え、民間事業者の協力を得ながら多重的な見守り体制を構築する取組

(注2) 企業版ふるさと納税(地方創生応援税制):地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対して企業が寄付をすると税額控除される仕組み。令和2年度税制改正で、適用期限が5年間(令和6年度まで)延長されるとともに、税額控除割合が3割から6割に引き上げられ、損金算入による軽減効果と合わせた税の軽減効果は最大約9割となる。

(5) 災害時に配慮を要する人を支える地域づくりの推進

■ 現状と課題

近年、大規模な自然災害が全国的に頻発しており、本県においても、平成28年の熊本地震や平成29年7月の九州北部豪雨、9月の台風第18号などにより被害が発生しています。

また、南海トラフを震源とする巨大地震については、今後50年以内の発生確率が90%程度とされており、地震津波被害想定調査(平成25年3月)によれば、早期避難率が低い場合の死者数が約2万人に昇ることが想定されています。

平成23年に発生した東日本大震災では、犠牲者の半数以上が高齢者であるとともに、犠牲となった障がい者の割合も高かったことから、本県では、高齢者や障がい者、在宅で人工呼吸器を使用する難病患者など特別な配慮が必要な方々の避難手段の確保や避難先の拡充、災害ボランティアのネットワーク構築などの対策を進めています。

① 災害時避難行動要支援者対策

災害が発生した場合、高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」の安全を確保するため、日頃から地域において避難行動要支援者の所在や状況を把握し、避難時における安否確認や避難支援が行えるよう、「避難行動要支援者名簿」情報の地域の関係者への提供が求められています。

災害時の避難支援を実効性あるものとするためには、名簿情報の作成に加え、避難行動に支援が必要な方、一人ひとりの具体的な避難方法を定めた「個別計画」の策定を推進する必要があります。

また、災害発生時には、地域における住民同士の助け合いが重要になることから、自主防災組織による要配慮者が参加した避難訓練の実施や意識啓発の活動など、平時からの取組が求められます。

② 避難所等における福祉的支援

大規模災害が発生した場合には、避難生活が長期間にわたることも想定されることから、より身近な場所で安心して避難できるよう、「福祉避難所(注1)(福祉避難スペース(注2)を含む)」の拡充が求められています。

「災害派遣福祉チーム(DCAT)」は、公民館などの一次避難所における避難者の福祉ニーズの把握や相談対応を行い、健康状態が心配され、二次避難先の確保が必要な高齢者等についてはスクリーニングにより、福祉避難所など適切な避難場所につなげる役割を担うものです。そのため県では、関係団体・法人の協力を得て、平成30年12月にチームを発足しました。

(注1) 福祉避難所:一般避難所での生活が困難な、高齢者や障がい者、乳幼児等の特に配慮を必要とする避難者を対象として設置される避難所のこと。施設がバリアフリー化され、相談等の支援体制が整備されていることを基準として、社会福祉施設等を中心に、市町村が指定する。

(注2) 福祉避難スペース:主に福祉避難所の設置が困難な地域において、一般避難所内に設置される要配慮者専用の避難スペースのこと。福祉避難室とも呼ばれる。

③ 災害ボランティア活動

災害ボランティアセンターは、現地市町村社会福祉協議会が中心となり、市町村や商工団体、自治会、NPO等の支援を受けて設置・運営されますが、迅速かつきめ細やかな支援活動を行うため、平時から災害ボランティアネットワークを設置し、地域における各種団体との連携・協力を推進しています。

■ 施策の方向

① 災害時避難行動要支援者対策

- (i) 「避難行動要支援者名簿」が災害時に活用できるよう、避難行動要支援者本人や家族の同意を得ながら、名簿情報の自主防災組織や消防団などの避難支援等関係者への提供を推進するとともに、市町村と連携して「個別計画」の策定を促進します。
- (ii) 九州北部豪雨災害などでの教訓を生かして、地域の日常的な見守りや支え合い体制に基づき、災害時に配慮を要する人の避難行動や避難生活の支援の仕組みづくりや支援者の確保を市町村や社会福祉協議会と協働して推進します。
- (iii) 災害時における避難行動が重要となることから、早期避難の意識啓発と併せて自主防災組織による要配慮者が参加した避難訓練の実施を支援します。

② 避難所等における福祉的支援

- (i) 避難行動要支援者が安心して避難できる福祉避難所（福祉避難スペースを含む）を小学校区ごとに確保できるよう、市町村による指定を促進します。
- (ii) 災害派遣福祉チーム(DCAT)の機能強化を図るため、チーム員のスキルアップに向けた実動訓練などを実施します。
- (iii) 大規模災害が発生した際に、避難の長期化などによる福祉避難所等の人材不足が懸念されることから、要配慮者の相談や支援にあたる介護人材（福祉避難所サポーター）の募集・登録を推進します。

③ 災害ボランティア活動

- (i) 災害発生時に災害ボランティアセンターを迅速に設置するとともに円滑に運営するため、リーダーの養成やスタッフの育成を図ります。
- (ii) 災害時の対応について、県災害ボランティアネットワーク連絡協議会で情報交換を行うとともに、県・市町村災害ボランティアセンターの運営に関する研修や市町村ごとの災害ボランティアネットワークの構築を図ります。
- (iii) 各市町村の災害ボランティアネットワークの設置を推進し、災害発生時の被災者支援に取り組むNPO・ボランティアの活動を促進します。

■ 目標指標

指標名	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	基準値	目標値
福祉避難所(福祉避難スペース)がある 小学校の割合(カバー率)	63.2%	100%

取組事例⑤:災害弱者(要配慮者)の支援

○ 滝尾地区での当事者参加型避難訓練(大分市)

大分市滝尾地区(25自治会、12防災会)では、平成23年に防災士協議会が発足し、平成29年以降、災害発生時に高齢者や障がい者をどう支援するかを学ぶ研修会を開催しています。

滝尾地区の中でも高齢化率が高い長谷町をモデルに、防災会が中心となって「要配慮者の避難行動支援マニュアル」の作成や要配慮者が参加する訓練の実施など、平時からの取組を進めています。

(これまでの取組)

平成29年3月:滝尾地区要支援者研修会(自治連合会、民生児童連絡協議会、滝尾分団、防災士協議会)

9月~11月:避難支援にかかる研修(図上訓練や担架などを使った実習)

平成30年4月:防災会役員対象研修会(長谷町)

5月:要支援者等の身体症状や避難時に必要な支援の実態調査(長谷町)

6月:要配慮者の個別避難行動支援マニュアルの作成(長谷町)

10月:防災会避難訓練「個別避難行動支援マニュアルに沿って要配慮者と避難する」(長谷町)



長谷町防災会避難訓練



3 多様化する生活課題への対応

(1) 生活困窮者等に対する支援

■ 現状と課題

近年、社会経済の構造的な変化により、安定的な雇用の減少や所得の低下で、経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。

同時に、少子高齢化の進行、単独世帯・ひとり親世帯の増加など世帯構造の変化、家庭や地域におけるつながりの希薄化が進む中、社会的孤立のリスクが拡大するとともに、貧困の世代間連鎖といった問題も深刻化しています。

また、「貧困の根絶」や「すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことは、SDGs(持続可能な開発目標)においても目標に掲げられており、発展途上国のみならず、先進国においても取り組むべき普遍的な課題に位置付けられています。

「働きたくても働けない」、「住む所がない」など、生活に困窮する人の多くは、失業やがん・難病などの病気、社会的孤立、子育てに対する不安など、様々な課題を複合的に抱えており、こうした方々の自立の促進を図るためには各々の事情に応じて、段階に応じた包括的な支援が必要です。

① 生活困窮者への支援

生活保護に至る前段階での自立支援策を強化するため、「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月に施行され、福祉事務所設置自治体ごとに総合相談窓口(自立相談支援機関)が設置されるとともに、地域の実情に応じた任意事業が実施されています。

生活に困窮している人の自立に向けては、アセスメントをしっかりと行った上で、中長期的な視点に立った支援計画(プラン)を作成する必要があります。

また、生活基盤の安定が重要であることから、就労に向けた支援の強化が課題となっています。

② ひとり親家庭への支援

平成28年の全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯は123.2万世帯あり、就業者の半数近くが非正規雇用となっており、経済的に非常に不安定で貧困の状況にあります。

ひとり親家庭の親については、就業率が高いものの、非正規の割合が高く経済的に不安定なことから、より収入の高い就業を可能にするための支援が必要です。

また、ひとり親家庭の特徴として、子育て、生計、家事の役割を一人で担っているため、子どもや親自身、日常生活のことなどで様々な困難や悩みを抱えています。相談相手が少なく社会的に孤立傾向にあることから、課題の解決に向けたきめ細かな支援の必要性が高まっています。

③ 子どもの貧困対策

子どもの貧困率は13.9%※と、約7人に一人が貧困状態にあることから、子どもの貧困対策は国や地方公共団体が喫緊に取り組むべき社会的課題となっています。

また、経済的な問題だけでなく、経済困窮により発達段階において様々な機会が奪われ、人生全体に深刻な不利をもたらすことや、保護者の生育歴における不利・困難な状況が子どもに受け継がれる「貧困の連鎖」も大きな問題として考えられています。

※平成28年国民生活基礎調査

④ 障がい者の就労支援

障がい者が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現のためには、障がい特性や能力に応じて可能な限り就労し経済的な基盤を確立することが必要です。

身体障がい者に比べ雇用が遅れている精神・知的障がい者の雇用促進と就職後の定着支援を図ることが課題となっています。

また、企業などでの一般就労が困難な障がい者が働く就労継続支援事業所などの福祉的就労の場においては、共同受注や共同販売の体制整備、農業分野との連携による就労支援等、多様な就労機会の確保に向けた取組を進めていますが、品質の向上等によるさらなる工賃向上が課題となっています。

⑤ 住宅確保要配慮者への支援

高齢者や障がい者などが民間賃貸住宅への入居を希望しても、事故や病気の懸念から入居を断られる場合があり、子育て世代や低所得者においても同様の状況です。

こうした「住宅確保要配慮者」が、安心して暮らせる住宅の確保を可能とする住宅セーフティネット機能の強化が課題となっています。

■ 施策の方向

① 生活困窮者への支援

- (i) 生活困窮者自立支援法に基づく相談支援体制について、地域のニーズを踏まえ、生活困窮者自立支援機関と地域包括支援センターや消費相談窓口、指定相談支援事業所等様々な関係機関・団体との支援体制を構築するとともに、地域間で支援内容の格差が可能な限りなくなるよう、市町村の取組を支援します。
- (ii) 就労準備支援事業や中間的就労の場の拡大を図り、対象者に応じた段階的な就労訓練の環境整備に取り組みます。

② ひとり親家庭への支援

- (i) ひとり親家庭が、自ら進んで生活の安定と向上を図り、自立した生活を営めるような支援体制を確立し、ひとり親家庭の親子の健康で文化的な生活が実現する社会づくりを推進するため、「大分県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、施策を実施します。
- (ii) ひとり親家庭の自立を促進するため、就業相談から求人情報の提供、職業あっせんまで一貫した就業支援サービスを提供するとともに、就職を容易にするために必要な資格を取得できるよう支援します。

③ 子どもの貧困対策

- (i) 子どもの現在及び将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策推進計画」に基づき、施策を実施します。
- (ii) 子どもの居場所としての「子ども食堂」は令和元年9月末現在、県内では63か所まで広がり、食事以外にも学習支援や高齢者との交流に取り組むなど、実施内容も多様化してきており、地域の人々の居場所としての役割も果たしつつあります。
今後も市町村と連携して、子ども食堂の新規開設や機能強化の支援を行うとともに、貧困などで支援が必要な子どもの早期発見や早期支援につなげるため、関係者による「おおいた子ども食堂ネットワーク」の構築を推進します。

④ 障がい者の就労支援

- (i) 県内6障がい福祉圏域に設置した「障害者就業・生活支援センター」を拠点として、福祉、医療、雇用が一体となって職業面と生活面に関する相談や就職後の職場定着のための支援とともに、障がい者雇用アドバイザーが全業種の企業等を訪問し、障がい特性に応じた仕事の切り出しやマッチング支援などの取組を強化することにより、障がい者雇用を促進します。
- (ii) 障害者優先調達推進法に基づき、県庁内はもとより、市町村等とも連携しながら、障がい者就労施設等からの物品・サービスの優先調達を推進し、障がい者の就労機会の拡大を図ります。
- (iii) 農業に取り組む障がい者就労施設にアグリ就労アドバイザー等を派遣し、栽培技術の向上や販路拡大を図るとともに、農作物や加工品を販売するマルシェを開催するなど農福連携の取組を推進します。

⑤ 住宅確保要配慮者への支援

住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住まいづくりを推進するため、不動産関係団体、高齢者等住宅確保要配慮者の支援を行う居住支援法人等及び地方公共団体で構成される大分県居住支援協議会において協議を行うなど、関係者の連携を図ります。

■ 目標指標

指標名	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	基準値	目標値
自立相談支援機関での相談者のうち計画(プラン)作成に至る割合	17.2%	50%

(2) 社会的孤立等への対応

■ 現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行に伴い、人間関係が希薄化しコミュニティ機能の低下する中、様々な課題を抱え社会的孤立状態にある方が増加しています。自殺対策やひきこもり対策など、現在の社会情勢に起因する多様な生活課題への対応が求められています。

- ① 自殺者は、平成21年以降、全国では8年連続で減少しており、本県においても、減少傾向にありますが、依然として200人前後で推移しています。

人が自殺に追い込まれる要因は、健康問題、経済問題、家庭問題など多岐にわたっており、その上一人で複数の課題を抱えている場合が多いことから、「いのち支える大分県自殺対策計画(平成30年3月作成)」に基づき、関係機関と連携・協力しながら自殺対策を総合的に進める必要があります。

- ② 平成30年の刑法犯認知件数は、3,331件で15年連続の減少、また、同年の刑法犯少年の検挙補導人数は151人で、統計を取り始めた昭和24年以降過去最少になるなど、これまでの犯罪・非行・被害防止対策の取組と多くの方々のボランティア活動などが一定の成果を上げています。

一方で、再犯者率・再非行率の割合は依然として高く、犯罪をした人等には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障がいや依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて支援を必要とする者が存在しますが、実際には、十分な支援が受けられず、再犯を繰り返してしまうという悪循環が形成されており、犯罪や非行に陥った人たちの「再犯防止(立ち直り支援)」が課題となっています。

- ③ 家族以外との人間関係がなく、社会参加をしていない「ひきこもり」は全国で100万人にのぼると推計されています。そのうち40歳から60歳までのいわゆる中高年のひきこもりは61万人とされ、長期化や高齢化が課題となっています。

こうした、ひきこもり状態にある本人や家族が、身近な地域で相談や適切な支援を受けられるよう相談・支援体制の構築に取り組む必要があります。

■ 施策の方向

① 自殺対策

- (i) 「いのち支える大分県自殺対策計画」に基づき、生きることへの包括的な支援を推進します。
- (ii) 関係機関の幅広い連携の強化と総合的な取組によって、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。
- (iii) 社会全体の自殺リスクを低下させるため、対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を行います。

② 再犯防止対策

- (i) 再犯の防止が犯罪対策において重要であることに鑑み、「大分県再犯防止推進計

画」に基づき、地域生活定着支援センター等と連携して再犯の防止に関する施策を推進します。

- (ii) 犯罪をした人等を地域から排除し孤立させるのではなく、適切な「仕事」や「居場所」を確保して、責任ある社会の一員となるように支える取組を推進します。
- (iii) 安全で安心して暮らせる社会を実現するため、犯罪被害者等の視点を強く意識し、国の関係機関や民間団体と連携して再犯防止に取り組んでいきます。

③ ひきこもり対策

- (i) ひきこもり地域支援センター(青少年自立支援センター)の相談支援機能のさらなる充実や生活困窮者自立支援機関の機能強化に取り組みます。
- (ii) 潜在的な要支援者を早期に把握し、適切な支援へと導くため、アウトリーチ型の相談支援体制の充実を図っていきます。

(3) 通院や買い物等移動に困難を抱える人に対する支援

■ 現状と課題

過疎化の進行に伴い、減便や路線の廃止等公共交通の縮小が懸念される中、自家用車の運転が困難になった高齢者や障がい者等の移動や買い物に対するニーズはむしろ増加することが考えられることから、地域の実情に応じた支援を推進する必要があります。

そのため県では、複数の市町村をまたぐ幹線的な乗合バス路線を運行する乗合バス事業者に対し、運行費用の一部を助成し、広域的な移動手段の確保・維持に努めていますが、利用者の減少や乗務員不足により、バス路線の廃止や減便が進みつつあります。

また、コミュニティバス(注1)や乗合タクシーの運行等を行う市町村に対し、必要となる費用の一部を助成し、地域内の移動手段の確保・維持にも努めていますが、幹線的な路線と同様に利用者の減少や乗務員不足により、バス路線の廃止や減便が進みつつあります。

■ 施策の方向

① 生活交通の確保・維持

- (i) 地域における生活交通を確保するため、乗合バス事業者による乗合バスの運行や市町村によるコミュニティバス等の運行など、公共交通の確保、維持に関する取組を引き続き支援するとともに、コミュニティバスや乗り合いタクシーを補完する移動手段として、自家用有償旅客運送(注2)の導入についても市町村と連携しながら検討を行います。

(注1) コミュニティバス:公共交通空白地域及び不便地域において、地域住民の移動手段を確保を目的に地方自治体等が運行するバスのこと。

(注2) 自家用有償旅客運送:過疎地域での輸送や福祉輸送といった地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業者によって提供されない場合に、国土交通大臣の登録を受けたNPO法人等が自家用車を用いて有償で運送できる制度

- (ii) バス路線網の維持のため、乗合バス事業者が行うバス乗務員の確保を支援するとともに、新たに移動支援事業に参画する事業者等に対しては、円滑に事業を開始できるよう、必要な設備投資等について、市町村と連携して支援します。

取組事例⑤：買物・通院等生活課題への対応

○ 国東市・竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」

国東市国見町竹田津地区では、平成27年度から国東市の生活支援サービス体制づくりが進められており、28年度には、地域の有志が自ら調査員となり、全世帯を個別訪問し、困りごとなどのアンケート調査を実施した結果、居場所や草刈り、外出支援などの生活支援ニーズがあることが分かりました。

このため、先進事例を視察し、気軽に立ち寄れるカフェの試行や、アンケートでボランティア活動を希望した方への安全運転講習会を実施したほか、12月には「くらしのサポートセンターかもめ」を設立し、国東市や国東市社会福祉協議会の支援のもと、送迎付きの食事会を開催するとともに、草刈りや買い物の付添などの有償サービス(ちょい加勢)を実施しています。

また、食事会の際の送迎は、レンタカーやスタッフの自家用車で実施しており、送迎スタッフを対象とした介護送迎サポート講座も開催しています。

サービスの受け手であった方が、サービスの手伝いに加わり、支え手にもなるなど、活動の輪が広がっており、当初7名だったスタッフも現在は60名にまで増えています。



4 権利擁護の推進

(1) 成年後見制度等の利用促進

■ 現状と課題

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がいにより、判断能力が不十分になった方の財産の管理や日常生活の支援等を行う人(後見人・補佐人・補助人)を家庭裁判所が選任し、法的に保護する制度です。

本制度については、こうした支援を必要とする方々を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況にあります。そのため、平成28年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、市町村において、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

また、後見人等の多くは、親族や弁護士等の専門職が選任されていますが、ひとり暮らしの高齢者が増えていく中、財産管理だけではなく、病院での手続や住居の手続など身上監護の必要性も増していることから、地域における後見の担い手として「市民後見人」を増やしていくことも必要です。

■ 施策の方向

① 成年後見制度の利用促進

- (i) 国の成年後見制度利用促進計画を踏まえ、県民に対する情報提供などにより、成年後見制度の普及に努めるとともに、制度を円滑に利用できるよう、市町村が行う「権利擁護センター」の設置や市民後見人の養成、地域連携ネットワークの司令塔となる中核機関の整備等を支援します。
- (ii) 市町村と、地域包括支援センターや指定障害者相談支援事業所、市町村社会福祉協議会等が連携した、細やかな権利擁護体制の整備を推進します。

② 日常生活自立支援事業の推進

判断能力が十分でない高齢者等を対象として、大分県社会福祉協議会(大分県あんしんサポートセンター)が行う、金銭管理や福祉サービスの利用援助等の「日常生活自立支援事業」を引き続き推進します。

■ 目標指標

指標名	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	基準値	目標値
権利擁護センターを設置している市町村数	3市	18市町村

(2) 児童・高齢者・障がい者の虐待防止

■ 現状と課題

児童や高齢者、障がい者の虐待を防止するための各法律が施行され、県や市町村等の関係機関が虐待の早期発見や早期支援に取り組んでいますが、残念ながら身体的・心理的虐待のほか、経済的虐待などが後を絶たない状況にあり、虐待防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

虐待防止に向けては、養護者や家族等と接する機会が多い医療機関や介護施設、福祉サービス事業所等との連携を図り、早期発見や通報体制の整備に取り組むとともに、介護や子育てをしている家族などの養護者の精神的・肉体的な負担を軽減していくための相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

また、介護・福祉サービス施設の従事者等による虐待防止に向けては、普及啓発や研修の充実などの対策を推進する必要があります。

■ 施策の方向

① 児童虐待

- (i) 児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図り、児童虐待防止の取組を推進するため、街頭啓発活動等による啓発活動を行います。
- (ii) 増加を続ける児童虐待相談に確実に対応するため、児童相談所の職員配置などの体制強化や関係機関の専門性向上のための研修の充実に努めます。
- (iii) 要保護児童対策地域協議会を活用し、児童相談所・市町村・警察など関係機関による情報の共有と連携を強化して、支援が必要な子どもや保護者の早期発見と適切な支援に取り組みます。

② 高齢者虐待

- (i) 虐待発見者の通報義務のほか、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の利用促進について、養護者をはじめとする県民への普及啓発に努めます。
- (ii) 虐待への対応力向上や関係機関の連携強化を図るため、市町村や地域包括支援センター職員等に対する研修を充実・強化するとともに、市町村等と一体となって虐待対応に取り組みます。
- (iii) 介護施設従事者等を対象とした虐待防止研修を実施するとともに、施設への実地指導や監査等の機会を捉え具体的な指導を行います。

③ 障がい者虐待

- (i) 障がい者の権利利益の擁護を図るため、大分県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターの設置等、通報・相談体制の整備やキャンペーン活動等による普及啓発を行います。

- (ii) 障がい福祉施設職員や市町村職員等を対象とした研修会の開催により、関係者の意識啓発や資質向上を支援します。
- (iii) 市町村、労働局、県警との緊密な連携による虐待通報への適切な対応により、虐待を受けた障がい者の安全確保や自立支援などに取り組みます。
- (iv) 家族等の養護者については、介護疲れなどの重い負担や知識不足などが虐待の要因となることもあることから、市町村と連携し相談及び助言などを通じた支援を図ります。

5 社会福祉事業の質の確保

(1) 指導監査

■ 現状と課題

高齢化の進行等により社会福祉施設や介護サービス事業所が増加する中、運営等に問題がある社会福祉施設等が一部見受けられます。

県民が安心して社会福祉施設等を利用できるよう、法律等に基づく適正な運営を確保するため、社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査を実施しています。

■ 施策の方向

社会福祉施設等の運営の適正化とサービスの質の向上を図るため、厳正かつ効果的な指導監査を実施します。

(2) 第三者評価と苦情解決

■ 現状と課題

福祉サービス第三者評価は、事業者が質の高い福祉サービスを提供するために、保育所や指定介護老人福祉施設、障害者支援施設、社会的養護施設などにおいて実施される事業について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みです。

この第三者評価は、事業者が、自らが提供しているサービスを見直し、向上させるためのきっかけとなるとともに、福祉サービスを利用しようとする方が、事業者を選択する際の参考にもなることから、県では、福祉サービス第三者評価推進組織を設置し、事業者に対する受審メリットの周知に取り組んでいます。

また、社会福祉事業の質を利用者の視点で向上させるためには、第三者委員の設置など、苦情や意見の申し出がしやすい環境づくりが大切です。

そのため、苦情等の申し出がサービス改善に繋がるよう、大分県社会福祉協議会が実施する苦情解決担当者に対する研修を支援するなど環境整備に努めています。

■ 施策の方向

① 第三者評価

- (i) 福祉サービス事業所に対する、大分県福祉サービス第三者評価推進組織による第三者評価の周知や啓発を推進するとともに、適切な評価が実施できるよう努めます。
- (ii) 福祉サービスを利用する方が第三者評価の受審結果を容易に入手できるよう、県のホームページやWAM NET(注1) 等での情報公開を進めます。

(注1) WAM NET(ワム・ネット):独立行政法人 福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療関連の情報を総合的に提供するポータルサイトの名称

② 苦情解決

利用者や家族の視点に立ち、第三者委員を設置するとともに、ご家族等からの苦情や意見がサービス改善や虐待の早期発見に繋がるようにするため、福祉サービス事業所職員を対象として大分県社会福祉協議会が行っている研修を推進します。

■ 目標指標

指標名	平成30(2018)年度	令和6(2024)年度
	基準値	目標値
福祉サービス第三者評価を受け、その結果を公開している事業所数	145事業所	235事業所

資料編

大分県社会福祉審議会条例(抜粋)

平成12年3月31日 大分県条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 審議会の名称は、大分県社会福祉審議会とする。

(調査審議事項の特例)

第3条 審議会は、法第7条第1項に規定する事項のほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員40人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務の代行)

第5条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 法第9条第1項の臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えて適用する法第11条第1項に規定する専門分科会のほか、同条第2項の規定により老人福祉専門分科会を置く。

第8条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)

に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

4 専門分科会の会議は、委員長が招集し、専門分科会長が議長となる。

5 第5条及び第6条第3項から第5項までの規定は、専門分科会について準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会)

第9条 審議会は、その定めるところにより、児童福祉専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

4 部会長は、その部会の事務を総理する。

5 部会の会議は、委員長が招集し、部会長が議長となる。

6 第5条及び第6条第3項から第5項までの規定は、部会について準用する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

大分県社会福祉審議会委員名簿

令和2年3月1日現在

区 分	氏 名	役 職
議 会	森 誠一	大分県議会議員(福祉保健生活環境委員会委員長)
福祉サービス 関係者	草野 俊介	大分県社会福祉協議会 会長
	定宗 瑛子	大分県民生委員児童委員協議会 会長
	佐藤 成己	大分県保育連合会 会長
	林 三男	大分県老人クラブ連合会 会長
	引田 正信	大分県里親会 会長
	渡辺 浩二郎	大分県手をつなぐ育成会 理事
	佐藤 一夫	大分県身体障害者福祉協会 会長
	平原 伸	大分県知的障害者施設協議会 会長
	高橋 とし子	大分県老人福祉施設協議会 会長
	三浦 晃史	大分県身体障害児者施設協議会 会長
	松永 忠	大分県児童養護施設協議会 会長
	松田 政隆	大分県民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会代表
	神田 弘法	大分県精神保健福祉会 会長
	川野 義人	大分県ボランティア・市民活動センター運営委員会 委員長
高柳 美子	大分県母子寡婦福祉連合会 理事長	
医療関係者	河野 幸治	大分県医師会 副会長
	淵野 勝弘	大分県精神科病院協会 会長
学識経験者	福田 広美	大分県立看護科学大学 教授
	相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
	飯田 法子	大分大学福祉健康科学部 准教授
住 民 代 表	永松 カズ子	JA大分県女性組織協議会 副会長
	安部 志津子	大分県地域婦人団体連合会 会長
	中野 洋子	認知症の人と家族の会 大分県支部 世話人代表
	丹羽 和美	社会福祉法人暁雲福祉会 常務理事
	大呂 紗智子	おおいた子ども支援ネット 理事
行政関係者	永松 悟	大分県市長会 副会長

(敬称略)